

(一社) 鳥取県バスケットボール協会
2019年度第2回理事会

会 議 資 料

2020年1月31日(金)

倉吉体育文化会館 教養室1

理事会議案書

議案 NO	19 年第 2 回 第 1 号議案
提 案 日	2020 年 1 月 31 日 (金)
提案部署	事務局長
提案者名	西垣 宏紀

下記のとおり議案を提出いたしますので、審議をお願い申し上げます。

議案	2019 年度第 1、2、3 四半期（4 月～12 月）の会計状況について、承認を求める。
内容	<p>2019 年度第 1、2、3 四半期（4 月～12 月）の会計状況について報告し、承認を求める。</p> <p>【概要】</p> <p style="padding-left: 2em;">登録料収入は概ね予算通り</p> <p style="padding-left: 2em;">事業費については、概ね予算通りだが、以下の事業に変更が発生 カテゴリー別合同練習会は、台風接近のため中止となった。</p> <p style="padding-left: 2em;">管理費は概ね予算通り</p> <p style="padding-left: 2em;">収入合計 …………… 25,715,392 円 支出合計 …………… 19,481,309 円 正味財産増減額 …………… 6,234,083 円</p>
添付資料	一般社団法人鳥取県バスケットボール協会 収支決算書 一般社団法人鳥取県バスケットボール協会 収支内訳 一般社団法人鳥取県バスケットボール協会 事業費決算書 一般社団法人鳥取県バスケットボール協会 管理費決算書 各種大会 決算書
その他 特記事項	

一般社団法人鳥取県バスケットボール協会 正味財産増減計算書(事業別)

自 2019年04月01日
至 2019年12月31日

(単位:円)

科目	当年度 決算額	当年度 予算額	予算残	執行率	説明
I 一般正味財産増減の部					
経常増減の部					
経常収益					
受取登録料	3,767,900	3,787,900	20,000	99.5%	
受取チーム登録料	795,000	801,000	6,000	99.3%	【JBA】
受取競技者登録料	2,174,200	2,257,100	82,900	96.3%	【JBA】
受取コーチ登録料	140,700	135,800	-4,900	103.6%	【JBA】
受取審判登録料	658,000	594,000	-64,000	110.8%	【JBA】
受取役員登録料	0	0	0	-	【JBA】
受取その他登録料	0	0	0	-	【JBA】
大会事業収益	3,611,185	6,073,000	2,461,815	59.5%	
全日本選手権県予選会収益	120,000	128,000	8,000	93.8%	
国体予選会収益	0	75,000	75,000	0.0%	【県体協】
スポレク祭収益	790,185	550,000	-240,185	143.7%	【県体協】
競技会収益	2,083,000	4,298,000	2,215,000	48.5%	各種大会参加料・広告料等
中国総合収益	0	0	0	-	
中国ブロック国体収益	0	0	0	-	【県体協】
リーグ戦大会収益	618,000	1,010,000	392,000	61.2%	リーグ戦開催(U12、U15、U18)
3×3大会収益	0	12,000	12,000	0.0%	3×3開催
専門委員会事業収益(審判)	347,000	401,000	54,000	86.5%	
審判派遣・育成事業	347,000	401,000	54,000	86.5%	更新講習会・昇格審査会
専門委員会事業収益(技術・強化部)	4,395,736	8,869,040	4,473,304	49.6%	
中学校強化事業	219,630	200,000	-19,630	109.8%	【県体協】
国体強化事業	1,361,990	1,361,990	0	100.0%	【県体協】
安全管理対策事業	79,050	79,050	0	100.0%	【県体協】
国体派遣事業	1,726,412	2,000,000	273,588	86.3%	【県体協】
強化事業個人負担分	1,008,654	5,228,000	4,219,346	19.3%	国体強化・育成センター個人負担金
専門委員会事業収益(技術・育成部)	587,000	901,780	314,780	65.1%	
ジュニア指導者講習会	137,880	95,880	-42,000	143.8%	【県体協】
カテゴリ別合同練習会	305,900	305,900	0	100.0%	【県体協】
指導者育成事業	0	0	0	-	【県体協】
コーチライセンス講習受講料	143,220	500,000	356,780	28.6%	新規講習会・リフレッシュ講習会
専門委員会事業収益(医科学)	93,000	93,000	0	100.0%	
医・科学サポート事業	93,000	93,000	0	100.0%	【県体協】
専門委員会事業収益(出版物)	27,000	186,000	159,000	14.5%	
出版物等収益	27,000	186,000	159,000	14.5%	ルールブック、スコアシート等の収益
大会事業収益(収益事業)	5,175,000	4,000,000	-1,175,000	129.4%	
大規模大会収益	5,175,000	4,000,000	-1,175,000	129.4%	WJBL開催
受取補助金等	7,606,537	8,500,000	893,463	89.5%	事業に直接かかわらない補助金
受取JBA活動支援金	5,000,000	5,000,000	0	100.0%	【JBA】
受取JBA活動振興費	0	0	0	-	【JBA】
受取JBAその他補助金	2,571,537	3,500,000	928,463	73.5%	【JBA】
受取県体協補助金	0	0	0	-	【県体協】
受取その他補助金	35,000	0	-35,000	-	
受取その他助成金	0	0	0	-	
受取寄付金	50,000	1,000,000	950,000	5.0%	
受取寄付金	50,000	1,000,000	950,000	5.0%	協賛スポンサー
雑収益	55,034	75,150	20,116	73.2%	
受取利息	34	150	116	22.7%	預金利息
受取負担金	55,000	75,000	20,000	73.3%	
雑収益	0	0	0	-	
経常収益 計	25,715,392	33,886,870	8,171,478	75.9%	
経常費用					
大会事業費	3,136,700	7,267,000	4,130,300	43.2%	
全日本総合県予選会事業費	352,177	492,000	139,823	71.6%	
国体予選会事業費	41,412	75,000	33,588	55.2%	【県体協】
スポレク祭事業費	521,774	790,000	268,226	66.0%	【県体協】
競技会事業費	2,114,689	2,078,000	-36,689	101.8%	各種大会事業費
中国総合事業費	0	0	0	-	
中国ブロック国体事業費	0	0	0	-	【県体協】
リーグ戦大会事業費	6,648	1,080,000	1,073,352	0.6%	リーグ戦開催(U12、U15、U18)
3×3大会事業費	0	12,000	12,000	0.0%	3×3開催
中国大会開催補助金	100,000	2,740,000	2,640,000	3.6%	県内開催の中国大会への補助金
専門委員会事業費(審判)	1,077,112	1,954,000	876,888	55.1%	
審判派遣事業費	871,966	1,736,000	864,034	50.2%	県外への審判派遣費
審判講習会事業費	205,146	218,000	12,854	94.1%	審判講習会費用
専門委員会事業費(技術・強化部)	4,696,868	10,382,040	5,685,172	45.2%	
中学校強化事業費	0	800,000	800,000	0.0%	【県体協】
国体強化事業費	2,843,114	7,451,990	4,608,876	38.2%	【県体協】
安全管理対策事業費	127,342	130,050	2,708	97.9%	【県体協】
国体派遣事業費	1,726,412	2,000,000	273,588	86.3%	【県体協】
専門委員会事業費(技術・育成部)	148,206	501,780	353,574	29.5%	
指導者育成講習会費	111,834	145,880	34,046	76.7%	【県体協】
選手育成講習会費	36,372	355,900	319,528	10.2%	【県体協】
普及事業保険料	0	0	0	-	エンデバー等の保険料
専門委員会事業費(医科学)	0	93,000	93,000	0.0%	
医・科学サポート事業費	0	93,000	93,000	0.0%	【県体協】
専門委員会事業費(会議費)	226,685	1,127,000	900,315	20.1%	
県内会議費	40,525	465,000	424,475	8.7%	県内会議開催費用
県外会議費	186,160	662,000	475,840	28.1%	県外会議旅費、視察等旅費
専門委員会事業費(出版物)	45,902	186,000	140,098	24.7%	
出版物購入費	45,902	186,000	140,098	24.7%	出版物等購入費用
加盟団体補助事業費	0	910,000	910,000	0.0%	
ミニ連活動補助金	0	0	0	-	
中体連活動補助金	0	100,000	100,000	0.0%	
高体連活動補助金	0	200,000	200,000	0.0%	
高専活動補助金	0	0	0	-	

一般社団法人鳥取県バスケットボール協会 正味財産増減計算書(事業別)

自 2019年04月01日
至 2019年12月31日

(単位:円)

科目	当年度 決算額	当年度 予算額	予算残	執行率	説明
大学活動補助金	0	0	0	-	
クラブ連活動補助金	0	0	0	-	
教員活動補助金	0	0	0	-	
ママさん活動補助金	0	0	0	-	
社会人連盟活動補助金	0	400,000	400,000	0.0%	
地区協会活動補助金	0	210,000	210,000	0.0%	
表彰・激励事業費	137,000	446,000	309,000	30.7%	
表彰事業費	0	110,000	110,000	0.0%	優秀選手等の表彰に係る費用
全国大会出場激励事業費	40,000	200,000	160,000	20.0%	全国大会出場チームへの激励費
選抜チーム激励事業費	97,000	136,000	39,000	71.3%	選抜チームへのユニフォーム等の支給
大会事業費(収益事業)	5,092,973	4,000,000	-1,092,973	127.3%	
大規模大会事業費	5,092,973	4,000,000	-1,092,973	127.3%	WJBL開催
管理費	4,919,863	6,824,640	1,904,777	72.1%	
役員報酬	0	0	0	-	理事、監事、代議員などに支払う報酬
給与手当	2,444,760	3,259,680	814,920	75.0%	職員に対する給与
賞与	606,000	606,000	0	100.0%	職員に支払うボーナス
雑給	0	0	0	-	アルバイトやパートに支払う給与
法定福利費	448,769	620,000	171,231	72.4%	厚生年金、健康保険、雇用保険、労災保険などの会社負担
福利厚生費	0	20,000	20,000	0.0%	慶弔、慰安などの職員の福利厚生
大会日当・旅費	0	0	0	-	県内大会時の日当・旅費
業務委託料	108,000	108,000	0	100.0%	公認会計士などへの業務委託料
理事会費	15,524	156,000	140,476	10.0%	理事会運営会議費
代議員会費	35,263	66,000	30,737	53.4%	代議員会運営会議費
その他会議費	32,680	100,000	67,320	32.7%	事務局において必要な打ち合わせなどの会議費
分担金	200,000	200,000	0	100.0%	上部団体・関連団体への分担金
登録料	0	14,500	14,500	0.0%	事務局として必要な団体等への登録料
参加料	55,000	75,000	20,000	73.3%	大会参加時のチーム等が負担する参加料の代理支払い
広告料	0	35,000	35,000	0.0%	新聞等の広告掲載料
事務消耗品費	15,378	95,000	79,622	16.2%	事務局で使用する少額物品
事務通信費	76,645	118,000	41,355	65.0%	事務局に必要な電話代・切手代等の通信費
事務借損費	786,557	948,000	161,443	83.0%	事務局でのリース物品等に係る費用
事務情報処理経費	5,080	125,500	120,420	4.0%	事務局のインターネット接続料、システム利用代など
事務手数料	16,708	32,960	16,252	50.7%	事務局に必要な振込手数料、インターネットバンキング利用料
事務燃料費	0	0	0	-	事務局で使用するガソリン代など
事務予備費	19,499	80,000	60,501	24.4%	事務運営費必要となる経費の予備費
法人税	0	81,000	81,000	0.0%	法人税等の税金
その他税金	0	30,000	30,000	0.0%	印紙などの税金
設備投資	0	0	0	-	備品等の設備投資
情報処理投資	54,000	54,000	0	100.0%	情報処理関係の設備投資額
減価償却費	0	0	0	-	設備投資の減価償却額
経常費用計	19,481,309	33,691,460	14,210,151	57.8%	
当期経常増減額	6,234,083	195,410	-6,038,673	3190.3%	
経常外増減の部					
経常外収益					
法人設立助成金	0	0	0	-	
経常外収益計	0	0	0	-	
経常外費用					
法人設立費用	0	0	0	-	
経常外費用計	0	0	0	-	
当期経常外増減額	0	0	0	-	
当期一般正味財産増減額	6,234,083	195,410	-6,038,673	3190.3%	
一般正味財産期首残高	7,327,430	5,204,284	-2,123,146	140.8%	
一般正味財産期末残高	13,561,513	5,399,694	-8,161,819	251.2%	
II 指定正味財産増減の部					
受取補助金等					
受取民間助成金	0	0	0	-	
受取寄付金					
受取寄付金	0	0	0	-	
一般正味財産への振替額					
一般正味財産への振替額	0	0	0	-	
当期指定正味財産増減額	0	0	0	-	
指定正味財産期首残高	0	0	0	-	
指定正味財産期末残高	0	0	0	-	
III 正味財産期末残高	13,561,513	5,399,694	-8,161,819	251.2%	

一般社団法人鳥取県バスケットボール協会 正味財産増減計算書内訳

自 2019年04月01日
至 2019年12月31日

(単位:円)

科目	共益事業					収益事業		法人会計	合計
	大会	専門委員会	加盟団体	表彰・激励	小計	大会	小計		
I 一般正味財産増減の部									
経常増減の部									
経常収益									
受取登録料	0	0	0	0	0	0	0	3,767,900	3,767,900
受取チーム登録料	0	0	0	0	0	0	0	795,000	795,000
受取競技者登録料	0	0	0	0	0	0	0	2,174,200	2,174,200
受取コーチ登録料	0	0	0	0	0	0	0	140,700	140,700
受取審判登録料	0	0	0	0	0	0	0	658,000	658,000
受取役員登録料	0	0	0	0	0	0	0	0	0
受取その他登録料	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大会事業収益	3,611,185	0	0	0	3,611,185	0	0	0	3,611,185
全日本選手権県予選会収益	120,000	0	0	0	120,000	0	0	0	120,000
国体予選会収益	0	0	0	0	0	0	0	0	0
スポレク祭収益	790,185	0	0	0	790,185	0	0	0	790,185
競技会収益	2,083,000	0	0	0	2,083,000	0	0	0	2,083,000
中国総合収益	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中国ブロック国体収益	0	0	0	0	0	0	0	0	0
リーグ戦大会収益	618,000	0	0	0	618,000	0	0	0	618,000
3×3大会収益	0	0	0	0	0	0	0	0	0
専門委員会事業収益(審判)	0	347,000	0	0	347,000	0	0	0	347,000
審判派遣・育成事業	0	347,000	0	0	347,000	0	0	0	347,000
専門委員会事業収益(技術・強化部)	0	4,395,736	0	0	4,395,736	0	0	0	4,395,736
中学校強化事業	0	219,630	0	0	219,630	0	0	0	219,630
国体強化事業	0	1,361,990	0	0	1,361,990	0	0	0	1,361,990
安全管理対策事業	0	79,050	0	0	79,050	0	0	0	79,050
国体派遣事業	0	1,726,412	0	0	1,726,412	0	0	0	1,726,412
強化事業個人負担分	0	1,008,654	0	0	1,008,654	0	0	0	1,008,654
専門委員会事業収益(技術・育成部)	0	587,000	0	0	587,000	0	0	0	587,000
ジュニア指導者講習会	0	137,880	0	0	137,880	0	0	0	137,880
カテゴリー別合同練習会	0	305,900	0	0	305,900	0	0	0	305,900
指導者育成事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
コーチライセンス講習受講料	0	143,220	0	0	143,220	0	0	0	143,220
専門委員会事業収益(医科学)	0	93,000	0	0	93,000	0	0	0	93,000
医・科学サポート事業	0	93,000	0	0	93,000	0	0	0	93,000
専門委員会事業収益(出版物)	0	27,000	0	0	27,000	0	0	0	27,000
出版物等収益	0	27,000	0	0	27,000	0	0	0	27,000
大会事業収益(収益事業)	0	0	0	0	0	5,175,000	5,175,000	0	5,175,000
大規模大会収益	0	0	0	0	0	5,175,000	5,175,000	0	5,175,000
受取補助金等	738,000	2,297,000	0	0	3,035,000	0	0	4,571,537	7,606,537
受取JBA活動支援金	0	0	0	0	0	0	0	5,000,000	5,000,000
受取JBA活動振興費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
受取JBAその他補助金	738,000	2,262,000	0	0	3,000,000	0	0	-428,463	2,571,537
受取県体協補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0
受取その他補助金	0	35,000	0	0	35,000	0	0	0	35,000
受取その他助成金	0	0	0	0	0	0	0	0	0
受取寄付金	0	0	0	0	0	0	0	50,000	50,000
受取寄付金	0	0	0	0	0	0	0	50,000	50,000
雑収益	0	0	0	0	0	0	0	55,034	55,034
受取利息	0	0	0	0	0	0	0	34	34
受取負担金	0	0	0	0	0	0	0	55,000	55,000
雑収益	0	0	0	0	0	0	0	0	0
経常収益計	4,349,185	7,746,736	0	0	12,095,921	5,175,000	5,175,000	8,444,471	25,715,392
経常費用									
大会事業費	3,136,700	0	0	0	3,136,700	0	0	0	3,136,700
全日本総合県予選会事業費	352,177	0	0	0	352,177	0	0	0	352,177
国体予選会事業費	41,412	0	0	0	41,412	0	0	0	41,412
スポレク祭事業費	521,774	0	0	0	521,774	0	0	0	521,774
競技会事業費	2,114,689	0	0	0	2,114,689	0	0	0	2,114,689
中国総合事業費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中国ブロック国体事業費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
リーグ戦大会事業費	6,648	0	0	0	6,648	0	0	0	6,648
3×3大会事業費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中国大会開催補助金	100,000	0	0	0	100,000	0	0	0	100,000
専門委員会事業費(審判)	0	1,077,112	0	0	1,077,112	0	0	0	1,077,112
審判派遣事業費	0	871,966	0	0	871,966	0	0	0	871,966
審判講習会事業費	0	205,146	0	0	205,146	0	0	0	205,146
専門委員会事業費(技術・強化部)	0	4,696,868	0	0	4,696,868	0	0	0	4,696,868
中学校強化事業費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国体強化事業費	0	2,843,114	0	0	2,843,114	0	0	0	2,843,114
安全管理対策事業費	0	127,342	0	0	127,342	0	0	0	127,342
国体派遣事業費	0	1,726,412	0	0	1,726,412	0	0	0	1,726,412
専門委員会事業費(技術・育成部)	0	148,206	0	0	148,206	0	0	0	148,206
ジュニア指導者講習会費	0	111,834	0	0	111,834	0	0	0	111,834
カテゴリー別合同練習会費	0	36,372	0	0	36,372	0	0	0	36,372
普及事業保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0
専門委員会事業費(医科学)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医・科学サポート事業費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
専門委員会事業費(会議費)	0	226,685	0	0	226,685	0	0	0	226,685
県内会議費	0	40,525	0	0	40,525	0	0	0	40,525
県外会議費	0	186,160	0	0	186,160	0	0	0	186,160
専門委員会事業費(出版物)	0	45,902	0	0	45,902	0	0	0	45,902
出版物購入費	0	45,902	0	0	45,902	0	0	0	45,902
加盟団体補助事業費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ミニ連活動補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中体連活動補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高体連活動補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高専活動補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0

一般社団法人鳥取県バスケットボール協会 正味財産増減計算書内訳

自 2019年04月01日
至 2019年12月31日

(単位:円)

科目	共益事業					収益事業		法人会計	合計
	大会	専門委員会	加盟団体	表彰・激励	小計	大会	小計		
大学活動補助金			0						0
クラブ連活動補助金			0						0
教員活動補助金			0						0
ママさん活動補助金			0						0
社会人連盟活動補助金			0						0
地区協会活動補助金			0						0
表彰・激励事業費	0	0	0	137,000	137,000	0	0	0	137,000
表彰事業費				0					0
全国大会出場激励事業費				40,000	40,000				40,000
選抜チーム激励事業費				97,000	97,000				97,000
大会事業費(収益事業)	0	0	0	0	0	5,092,973	5,092,973	0	5,092,973
大規模大会事業費						5,092,973	5,092,973		5,092,973
管理費	0	0	0	0	0	0	0	4,919,863	4,919,863
役員報酬								0	0
給与手当								2,444,760	2,444,760
賞与								606,000	606,000
雑給								0	0
法定福利費								448,769	448,769
福利厚生費								0	0
大会日当・旅費								0	0
業務委託料								108,000	108,000
理事会費								15,524	15,524
代議員会費								35,263	35,263
その他会議費								32,680	32,680
分担金								200,000	200,000
登録料								0	0
参加料								55,000	55,000
広告料								0	0
事務消耗品費								15,378	15,378
事務通信費								76,645	76,645
事務借損費								786,557	786,557
事務情報処理経費								5,080	5,080
事務手数料								16,708	16,708
事務燃料費								0	0
事務予備費								19,499	19,499
法人税								0	0
その他税金								0	0
設備投資								0	0
情報処理投資								54,000	54,000
減価償却費								0	0
経常費用計	3,136,700	6,194,773	0	137,000	9,468,473	5,092,973	5,092,973	4,919,863	19,481,309
当期経常増減額	1,212,485	1,551,963	0	-137,000	2,627,448	82,027	82,027	3,524,608	6,234,083
経常外増減の部									
経常外収益									
法人設立助成金								0	0
経常外収益計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
経常外費用									
法人設立費用								0	0
経常外費用計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	1,212,485	1,551,963	0	-137,000	2,627,448	82,027	82,027	3,524,608	6,234,083
一般正味財産期首残高	0	0	0	0	0	0	0	7,327,430	7,327,430
一般正味財産期末残高	1,212,485	1,551,963	0	-137,000	2,627,448	82,027	82,027	10,852,038	13,561,513
II 指定正味財産増減の部									
受取補助金等									
受取民間助成金									0
受取寄付金									
受取寄付金									0
一般正味財産への振替額									
一般正味財産への振替額									0
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0	0	0	0	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0	0	0	0	0	0	0
III 正味財産期末残高	1,212,485	1,551,963	0	-137,000	2,627,448	82,027	82,027	10,852,038	13,561,513

一般社団法人鳥取県バスケットボール協会 事業費決算書

自 2019年04月01日
至 2019年12月31日

(単位:円)

公益事業

科目	当年度 予算額	当年度 決算額	収入内訳				予算残	執行率	事業 担当	会計 担当	説明
			JBA	県体協	県協会	徴収金					
大会事業費	7,267,000	3,136,700	131,324	417,452	275,575	2,312,349	4,130,300	43.2%			
全日本選手権県予選会事業費	492,000	352,177	105,000		127,177	120,000	139,823	71.6%	西垣	西垣	参加料 3,000円—5,000円×15チーム 県体協より未提示(変更の可能性あり)
団体予選会事業費	75,000	41,412		41,412			33,588	55.2%			
少年予選会	25,000	20,759		20,759			4,241	83.0%	荻原・木村憲	西垣	
成年予選会	50,000	20,653		20,653			29,347	41.3%	林	西垣	
スボレク祭事業費	790,000	521,774		376,040		145,734	268,226	66.0%			県体協より未提示(変更の可能性あり)
ミニ	590,000	496,774		351,040		145,734	93,226	84.2%	大野	宮田	
中学	150,000	0		0		0	150,000	0.0%	浅井	浅井	
成年	50,000	25,000		25,000		0	25,000	50.0%	増山	手島	
競技会事業費	2,078,000	2,114,689	23,000		48,398	2,043,291	-36,689	101.8%			
U-12 スプリングカップ	228,000	185,583	23,000			162,583	42,417	81.4%	大野	宮田	
U-12 東部地区大会	1,378,000	1,474,319				1,474,319	-96,319	107.0%	森	浅田	
U-12 中部地区大会		75,017			15,017	60,000	-75,017	-		田村	
U-12 西部地区大会	472,000	313,381			33,381	280,000	158,619	66.4%	糀	竹中	
U-15 ジュニアウインターカップ		66,389				66,389	-66,389	-		西垣	
U-18 ウインターカップ	0	0				0	0	-		川上	
中国総合事業費	0	0			0	0	0	-	中澤	実施なし	
中国ブロック団体事業費	0	0			0	0	0	-	実施なし	実施なし	
リーグ戦大会事業費	1,080,000	6,648	3,324			3,324	1,073,352	0.6%			
TBL	0	0				0	0	-			
U-12	230,000	2,760	1,380			1,380	227,240	1.2%	大野	西垣	
U-15	580,000	370	185			185	579,630	0.1%	小原	西垣	
U-18	270,000	3,518	1,759			1,759	266,482	1.3%	神田	西垣	
3×3大会事業費	12,000	0				0	12,000	0.0%			
日本選手権県予選会	12,000	0				0	12,000	0.0%	青山	西垣	
中国大会開催補助金	2,740,000	100,000			100,000	0	2,640,000	3.6%			
中国ミニ	2,540,000	0			0	0	2,540,000	0.0%	大野	宮田	
中国中学	0	0			0	0	0	-		西尾	
中国高校	100,000	100,000			100,000	0	0	100.0%	中澤	川上	
中国高校新人大会	0	0			0	0	0	-		川上	
中国社会人	100,000	0			0	0	100,000	0.0%	林	林	
専門委員会事業費(審判)	1,954,000	1,077,112	79,000	0	998,112	0	876,888	55.1%			
審判派遣事業費	1,738,000	871,966	79,000		792,966		864,034	50.2%	甲斐	西垣	県外への審判派遣費
審判講習会事業費	218,000	205,146			205,146	0	12,854	94.1%			審判講習会費用
C級・D級審判講習会	164,000	157,576			157,576	0	6,424	96.1%	甲斐	西垣	
T-O講習会	54,000	47,570			47,570	0	6,430	88.1%	鷺見	西垣	
専門委員会事業費(技術・強化部)	10,382,040	4,696,868	766,000	2,591,566	425,896	913,406	5,685,172	45.2%			
中学校強化事業費	800,000	0	0	0	0	0	800,000	0.0%			
JrAllStar	800,000	0	0	0	0	0	800,000	0.0%	岸本	西垣	
JrAllStar(女子)	0	0	0	0	0	0	0	-	武内	西垣	
団体強化事業費	7,451,990	2,843,114	766,000	786,104	377,604	913,406	4,608,876	38.2%			
少年男子強化費	700,000	49,500		49,500	0	0	650,500	7.1%	板持	西垣	
少年女子強化費	700,000	129,051		129,051	0	0	570,949	18.4%	木村憲	西垣	
成年男子強化費	800,000	571,736		400,000	100,000	71,736	228,264	71.5%	木村康	西垣	
成年女子強化費	761,990	172,553		172,553	0	0	589,437	22.6%	板井	西垣	
U13・14練習会	0	0		0	0	0	0	-	岸本・武内	西垣	
U16・17・18練習会	0	0		0	0	0	0	-	荻原・木村憲	西垣	
U-12育成センター	2,332,000	1,341,509	536,000	35,000	201,509	569,000	990,491	57.5%	森	西垣	
U-14育成センター	1,236,000	164,595	65,000		76,095	23,500	1,071,405	13.3%	岸本	西垣	
U-16育成センター	922,000	414,170	165,000		76,095	249,170	507,830	44.9%	荻原	西垣	
安全管理対策事業費	130,050	127,342		79,050	48,292	0	2,708	97.9%	西垣	西垣	
団体派遣事業費	2,000,000	1,726,412		1,726,412	0	0	273,588	86.3%	西垣	西垣	県体協より未提示(変更の可能性あり)
専門委員会事業費(技術・育成部)	501,780	148,206	0	144,206	4,000	0	353,574	29.5%			
指導者育成講習会費	145,880	111,834		107,834	4,000	0	34,046	76.7%	田中博	西垣	
選手育成講習会費	355,900	36,372		36,372	0	0	319,528	10.2%	田中博	西垣	
普及事業保険料	0	0		0	0	0	0	-	西垣	西垣	エンデバー等の保険料
専門委員会事業費(医科学)	93,000	0	0	0	0	0	93,000	0.0%			
医・科学サポート事業費	93,000	0	0	0	0	0	93,000	0.0%	山本	西垣	
専門委員会事業費(企画費)	1,127,000	226,685	40,525	0	186,160	0	900,315	20.1%			
県内会議費	465,000	40,525	40,525	0	0	0	424,475	8.7%			
競技委員会	5,000	0		0	0	0	5,000	0.0%	武内	西垣	
広報委員会	5,000	0		0	0	0	5,000	0.0%	神田	西垣	
企画・普及委員会	20,000	0		0	0	0	20,000	0.0%	青山	西垣	
審判・T-O委員会	20,000	0		0	0	0	20,000	0.0%	甲斐	西垣	
技術委員会	150,000	0		0	0	0	150,000	0.0%	荻原	西垣	
規律・フレイクリン委員会	20,000	0		0	0	0	20,000	0.0%	近藤	西垣	
医科学委員会	10,000	0		0	0	0	10,000	0.0%	山本	西垣	
U-12競技会部会	160,000	32,025	32,025	0	0	0	127,975	20.0%			
U-15競技会部会	55,000	8,500	8,500	0	0	0	46,500	15.5%			
U-18競技会部会	20,000	0		0	0	0	20,000	0.0%			
県外会議費	662,000	186,160		186,160	0	0	475,840	28.1%			
中国理事長会旅費・会議費	212,000	61,880		61,880	0	0	150,120	29.2%	西垣	西垣	年3回(広島、岡山、鳥根)
その他県外会議・視察旅費	450,000	124,280		124,280	0	0	325,720	27.6%	西垣	西垣	ミニ団体・本団体視察、その他会議費
専門委員会事業費(出版物)	186,000	45,902	0	0	45,902	0	140,098	24.7%			
出版物購入費	186,000	45,902		45,902	0	0	140,098	24.7%	西垣	西垣	
加盟団体補助事業費	910,000	0	0	0	0	0	910,000	0.0%			
ミニ連活動補助金	0	0	0	0	0	0	0	-			
県ミニ連	0	0		0	0	0	0	-	大野	宮田	
東部地区ミニ連	0	0		0	0	0	0	-	森	浅田	
中部地区ミニ連	0	0		0	0	0	0	-	足立	田村	
西部地区ミニ連	0	0		0	0	0	0	-	糀	竹中	
中体連活動補助金	100,000	0		0	0	0	100,000	0.0%			
県中体連	100,000	0		0	0	0	100,000	0.0%	西尾	西尾	
東部地区中体連	0	0		0	0	0	0	-	漆原	漆原	
中部地区中体連	0	0		0	0	0	0	-	廣田	廣田	
西部地区中体連	0	0		0	0	0	0	-	山下	上根	
高体連活動補助金	200,000	0		0	0	0	200,000	0.0%			
県高体連	200,000	0		0	0	0	200,000	0.0%	中澤	川上	
東部地区高体連	0	0		0	0	0	0	-	木村	川上	
中部地区高体連	0	0		0	0	0	0	-	牧田	橋井	
西部地区高体連	0	0		0	0	0	0	-	吉村	石川	
高専活動補助金	0	0		0	0	0	0	-	藤井	藤井	
大学活動補助金	0	0		0	0	0	0	-	會見	會見	
クラブ活動補助金	0	0		0	0	0	0	-	林	林	
教員活動補助金	0	0		0	0	0	0	-	晶中	晶中	
ママさん活動補助金	0	0		0	0	0	0	-	成田	成田	
社会人連盟活動補助金	400,000	0		0	0	0	400,000	0.0%	林	林	
地区協会活動補助金	210,000	0		0	0	0	210,000	0.0%			
東部地区協会	70,000	0		0	0	0	70,000	0.0%	加藤	遠藤	
中部地区協会	70,000	0		0	0	0	70,000	0.0%	牧田	牧田	
西部地区協会	70,000	0		0	0	0	70,000	0.0%	長谷川	長谷川	
表彰・激励事業費	446,000	137,000	0	0	137,000	0	309,000	30.7%			
表彰事業費	110,000	0		0	0	0	110,000	0.0%	西垣	西垣	優秀選手等の表彰に係る費用
全国大会出場激励事業費	200,000	40,000		40,000	0	0	160,000	20.0%	西垣	西垣	全国大会出場チームへの激励費
ミニ	20,000	0		0	0	0	20,000	0.0%	西垣	西垣	
中学校	40,000	0		0	0	0	40,000	0.0%	西垣	西垣	
高校	40,000	40,000		40,000</							

一般社団法人鳥取県バスケットボール協会 事業費決算書

自 2019年04月01日
至 2019年12月31日

収益事業

(単位:円)

科目	当年度 予算額	当年度 決算額	収入内訳				予算残	執行率	事業 担当	会計 担当	説明
			JBA	県体協	県協会	徴収金					
大会事業費	4,000,000	5,092,973	0	0	5,092,973	0	-1,092,973	127.3%			
大規模大会事業費	4,000,000	5,092,973			5,092,973		-1,092,973	127.3%			【収益事業】
WJBL	4,000,000	5,092,973			5,092,973		-1,092,973	127.3%	青山	西垣	収入見込4,000,000円 収益見込0円
合計	4,000,000	5,092,973	0	0	5,092,973	0	-1,092,973	127.3%			

※収入内訳

JBA：JBAより使用用途が限定された補助金

県体協：県体協より使用用途が限定された補助金

県協会：登録料・参加料・入場料・広告料などの県協会収入、JBA・県体協から使用用途が限定されていない補助金、JBA・県体協以外の団体からの補助金

徴収金：事業実施にあたり、参加者（団体・個人）から徴収し、残金が発生した際には個人参加者からの徴収金については返金する負担金

一般社団法人鳥取県バスケットボール協会 管理費決算書

自 2019年04月01日
至 2019年12月31日

(単位:円)

科目	当年度 予算額	当年度 決算額	収入内訳				予算残	執行率	事業 担当	会計 担当	説明
			JBA	県体協	県協会	徴収金					
人件費	4,613,680	3,607,529	3,607,529	0	0	0	1,006,151	78.2%			
役員報酬	0	0					0	-	西垣	西垣	
給与手当	3,259,680	2,444,760	2,444,760				814,920	75.0%	西垣	西垣	
基本給	3,199,680	2,399,760	2,399,760				799,920	75.0%	西垣	西垣	月額264,000円×12か月
事務手当	60,000	45,000	45,000				15,000	75.0%	西垣	西垣	月額5,000円×12か月
通勤手当	0	0					0	-	西垣	西垣	
賞与	606,000	606,000	606,000				0	100.0%	西垣	西垣	
夏季賞与	303,000	303,000	303,000				0	100.0%	西垣	西垣	
冬季賞与	303,000	303,000	303,000				0	100.0%	西垣	西垣	
雑給	0	0					0	-	西垣	西垣	
法定福利費	620,000	448,769	448,769				171,231	72.4%	西垣	西垣	事業主負担分
福利厚生費	20,000	0					20,000	0.0%	西垣	西垣	
健康診断	20,000	0					20,000	0.0%	西垣	西垣	
大会日当・旅費	0	0					0	-	西垣	西垣	
日当	0	0					0	-	西垣	西垣	
旅費	0	0					0	-	西垣	西垣	
業務委託料	108,000	108,000	108,000				0	100.0%	西垣	西垣	
公認会計士	108,000	108,000	108,000				0	100.0%	西垣	西垣	
事務局会費	322,000	83,467	0	0	83,467	0	238,533	25.9%			
理事会費	158,000	15,524			15,524		142,476	10.0%			
第1回理事会	39,000	0			0		39,000	0.0%	西垣	西垣	旅費23,000円、謝金3,000円、会場費10,000円、食糧費3,000円
第2回理事会	39,000	0			0		39,000	0.0%	西垣	西垣	旅費23,000円、謝金3,000円、会場費10,000円、食糧費3,000円
第3回理事会	39,000	0			0		39,000	0.0%	西垣	西垣	旅費23,000円、謝金3,000円、会場費10,000円、食糧費3,000円
第4回理事会	39,000	0			0		39,000	0.0%	西垣	西垣	旅費23,000円、謝金3,000円、会場費10,000円、食糧費3,000円
代議員会費	66,000	35,263			35,263		30,737	53.4%	西垣	西垣	
第1回代議員会	66,000	35,263			35,263		30,737	53.4%	西垣	西垣	旅費48,000円、日当3,000円、会場費10,000円、食糧費5,000円
その他会議費	100,000	32,680			32,680		67,320	32.7%	西垣	西垣	
その他会議	100,000	32,680			32,680		67,320	32.7%	西垣	西垣	事務局においてその他必要な打ち合わせの費用
協会負担金	289,500	255,000	0	0	200,000	55,000	34,500	88.1%			
分担金	200,000	200,000			200,000		0	100.0%			
日本バスケットボール協会	70,000	70,000			70,000		0	100.0%	西垣	西垣	
中国バスケットボール協会	30,000	30,000			30,000		0	100.0%	西垣	西垣	
鳥取県体育協会	100,000	100,000			100,000		0	100.0%	西垣	西垣	
登録料	14,500	0			0		14,500	0.0%	西垣	西垣	
日本バスケットボール協会評議員	2,500	0			0		2,500	0.0%	西垣	西垣	
県車椅子バスケットボール連盟理事	12,000	0			0		12,000	0.0%	西垣	西垣	
鳥取県一般チーム・チーム登録	0	0			0		0	-	西垣	西垣	
参加料	75,000	55,000			0	55,000	20,000	73.3%	西垣	西垣	チーム負担金を県協会口座より振り込み
大会参加料	75,000	55,000			0	55,000	20,000	73.3%	西垣	西垣	
協会広報活動費	35,000	0	0	0	0	0	35,000	0.0%			
広告料	35,000	0			0		35,000	0.0%	西垣	西垣	
ウインターカップ広告費	16,200	0			0		16,200	0.0%	西垣	西垣	
その他広告費	18,800	0			0		18,800	0.0%	西垣	西垣	
協会事務活動費	1,389,480	919,867	611,597	0	308,270	0	479,593	65.7%			
事務消耗品費	95,000	15,378			15,378		79,622	16.2%	西垣	西垣	
事務用紙	15,000	5,844			5,844		9,156	39.0%	西垣	西垣	A4用紙3,000円×3 A3用紙2,000円×3
名刺	5,000	0			0		5,000	0.0%	西垣	西垣	200枚
封筒	25,000	6,486			6,486		18,514	25.9%	西垣	西垣	長形3号1,000枚、角形2号500枚
消耗品その他	50,000	3,048			3,048		46,952	6.1%	西垣	西垣	その他事務局で使用する消耗品
事務通信費	118,000	76,645			76,645		41,355	65.0%	西垣	西垣	
切手	10,000	1,764			1,764		8,236	17.6%	西垣	西垣	郵送用切手代
レターパック	7,200	370			370		6,830	5.1%	西垣	西垣	大型書類用レターパック
携帯電話通信料	28,800	21,259			21,259		7,541	73.8%	西垣	西垣	月額2,200円×12か月
インターネット回線	72,000	53,252			53,252		18,748	74.0%	西垣	西垣	月額6,000円×12か月
事務借損費	948,000	786,557	611,597		174,960		161,443	83.0%	西垣	西垣	
コピー機リース料	240,000	174,960			174,960		65,040	72.9%	西垣	西垣	月額20,000円×12か月
コピー機パフォーマンスチャージ料	180,000	130,705	130,705		0		49,295	72.6%	西垣	西垣	月額10,000円×12か月
事務所家賃	408,000	411,480	411,480		0		-3,480	100.9%	西垣	西垣	月額34,000円×12か月
事務所電気代	120,000	69,412	69,412		0		50,588	57.8%	西垣	西垣	月額10,000円×12か月
事務情報処理経費	125,500	5,080			5,080		120,420	4.0%	西垣	西垣	
ホームページサーバ管理料	120,000	0			0		120,000	0.0%	西垣	西垣	年額5,400円
セキュリティソフト使用料	5,500	5,080			5,080		420	92.4%	西垣	西垣	
事務手数料	32,960	16,708			16,708		16,252	50.7%	西垣	西垣	
インターネットバンキング手数料	12,960	9,760			9,760		3,200	75.3%	西垣	西垣	月額1,000円×12か月
振込手数料	20,000	6,948			6,948		13,052	34.7%	西垣	西垣	
その他手数料	0	0			0		0	-	西垣	西垣	
事務燃料費	0	0			0		0	-	西垣	西垣	
燃料費	0	0			0		0	-	西垣	西垣	事務用ガソリン代
事務予備費	80,000	19,499			19,499		60,501	24.4%	西垣	西垣	
報償・慶弔費	30,000	19,499			19,499		10,501	65.0%	西垣	西垣	表彰・花輪・弔電代
予備費	50,000	0			0		50,000	0.0%	西垣	西垣	事務予備費
協会納税費	111,000	0	0	0	0	0	111,000	0.0%			
法人税	81,000	0			0		81,000	0.0%	西垣	西垣	
鳥取県法人県民税/森林環境保全税	21,000	0			0		21,000	0.0%	西垣	西垣	
鳥取市法人市民税	60,000	0			0		60,000	0.0%	西垣	西垣	
その他税金	30,000	0			0		30,000	0.0%	西垣	西垣	
印紙	20,000	0			0		20,000	0.0%	西垣	西垣	
その他税金	10,000	0			0		10,000	0.0%	西垣	西垣	
協会投資活動費	54,000	54,000	0	0	54,000	0	0	100.0%			
設備投資	0	0			0		0	-	西垣	西垣	
手つけ金庫	0	0			0		0	-	西垣	西垣	
事務用いす	0	0			0		0	-	西垣	西垣	
携帯電話購入費	0	0			0		0	-	西垣	西垣	
情報処理投資	54,000	54,000			54,000		0	100.0%	西垣	西垣	
パソコン	0	0			0		0	-	西垣	西垣	
バックアップ装置	0	0			0		0	-	西垣	西垣	
会計ソフト	54,000	54,000			54,000		0	100.0%	西垣	西垣	
減価償却費	0	0	0	0	0	0	0	-			
減価償却費	0	0			0		0	-	西垣	西垣	
会計ソフト	0	0			0		0	-	西垣	西垣	
合計	6,824,640	4,919,863	4,219,126	0	645,737	55,000	1,904,777	72.1%	0	0	0

※収入内訳

JBA: JBAより使用用途が限定された補助金
 県体協: 県体協より使用用途が限定された補助金
 県協会: 登録料・参加料・入場料・広告料などの県協会収入、JBA・県体協から使用用途が限定されていない補助金、JBA・県体協以外の団体からの補助金
 徴収金: 事業実施にあたり、参加者(団体・個人)から徴収し、残金が発生した際には個人参加者からの徴収金については返金する負担金

2019年度 全日本選手権県予選 予算・決算書

大会名	全日本バスケットボール選手権大会県予選
開催専門部	(一社)鳥取県バスケットボール協会
主管	(一社)鳥取県バスケットボール協会

科目		予算	決算	比較増△減	内 訳
収 入	日本協会(連盟)補助金	68,000	105,000	37,000	D-fund交付金
	中国協会(連盟)補助金	0	0	0	
	県・県体協金	0	0	0	
	県バスケット協会補助金	0	0	0	
	県専門部補助金	0	0	0	
	大会負担金(参加料)	128,000	120,000	△ 8,000	参加料(8,000円×15チーム)
	開催専門部負担金	0	0	0	
	協賛金・広告料	0	0	0	
	その他	0	0	0	
	合計(A)	196,000	225,000	29,000	
支 出	褒賞費	1,000	918	82	賞状代
	旅費	30,000	21,500	8,500	審判員旅費
	諸謝金	50,000	56,000	△ 6,000	審判謝金・TO謝金・役員日当
	消耗品費	50,000	900	49,100	ゴミ袋
	印刷製本費	0	0	0	
	通信運搬費	1,000	0	1,000	
	借損費	350,000	269,260	80,740	会場使用料
	会議費	0	0	0	
	食糧費	10,000	3,599	6,401	ドリンク代 他
	その他	0	0	0	
	合計(B)	492,000	352,177	139,823	
収支(A-B)		(A) 225,000	-	(B) 352,177	収 支 額 △ 127,177

2019年度 スポレク祭 (U12) 予算・決算書	大会名	鳥取県スポーツレクリエーション祭 (U12)
	開催専門部	U12競技会部会
	主管	U12競技会部会

科目		予 算	決 算	比較増△減	内 訳
収 入	日本協会(連盟)補助金	0	0	0	
	中国協会(連盟)補助金	0	0	0	
	県・県体協補助金	350,000	351,040	1,040	スポレク祭開催補助金(351,040円)
	県バスケット協会補助金	0	0	0	
	県専門部補助金	0	0	0	
	大会負担金(参加料)	240,000	240,000	0	参加料(5,000円×48チーム)
	開催専門部負担金	0	0	0	
	協賛金・広告料	0	20,000	20,000	広告料(20,000円)
	その他	0	530,185	530,185	プログラム販売(8,300円)、Tシャツ販売手数料(521,885円)
合計 (A)	590,000	1,141,225	551,225		
支 出	褒賞費	50,000	51,150	△ 1,150	レプリカ・メダル(47,850円)、賞状代(3,300円)
	旅費	80,000	69,000	11,000	審判旅費(50,000円)、役員旅費(19,000円)
	諸謝金	80,000	76,000	4,000	審判謝金(68,000円)、MC謝金(8,000円)
	消耗品費	40,000	89,993	△ 49,993	ラインテープ(46,970円)、インク代(5,335円)、封筒等(1,828円) ストップウォッチ他(35,860円)
	印刷製本費	80,000	1,200	78,800	勝ち上がり表(1,200円)
	通信運搬費	0	0	0	
	借損費	200,000	176,130	23,870	県民体育館(170,830円)、産業体育館(5,300円)
	会議費	5,000	3,860	1,140	準備会会場費(3,860円)
	食糧費	55,000	29,441	25,559	昼食代(23,402円)、茶菓代(2,050円)、ドリンク代(3,989円)
	その他	0	0	0	
	合計 (B)	590,000	496,774	93,226	
収 支 (A - B)	(A)	-	(B)	収 支 額	
	1,141,225	-	496,774	644,451	

(一社)鳥取県バスケット協会様式

2019年度 スポレク祭 (成年・車いす) 予算・決算書

大会名	鳥取県スポーツレクレーション祭 (成年・車いす)
開催専門部	(一社)鳥取県バスケットボール協会
主管	(一社)鳥取県バスケットボール協会

科目		予算	決算	比較増△減	内 訳
収 入	日本協会(連盟)補助金	0	0	0	
	中国協会(連盟)補助金	0	0	0	
	県・県体補助金	50,000	75,000	25,000	スポレク祭開催補助金
	県バスケット協会補助金	0	0	0	
	県専門部補助金	0	0	0	
	大会負担金(参加料)	0	0	0	
	開催専門部負担金	0	0	0	
	協賛金・広告料	0	0	0	
	その他	0	0	0	
	合計(A)	50,000	75,000	25,000	
支 出	褒賞費	0	0	0	
	旅費	0	10,000	△ 10,000	審判旅費(2,500円)、競技役員旅費(7,500円)
	諸謝金	40,000	15,000	25,000	審判謝金(3,000円)、競技役員日当(12,000円)
	消耗品費	5,000	0	5,000	
	印刷製本費	0	0	0	
	通信運搬費	0	0	0	
	借損費	0	0	0	
	会議費	0	0	0	
	食糧費	5,000	0	5,000	
	その他	0	0	0	
	合計(B)	50,000	25,000	25,000	
収支(A-B)	(A) 75,000	-	(B) 25,000	収支額 50,000	

2019年度 U12部会大会 予算・決算書

大会名	スプリングカップ43鳥取県ミニバスケットボール交歓大会
開催専門部	U12競技会部会
主管	U12競技会部会

科目		予算	決算	比較増△減	内 訳
収 入	日本協会(連盟)補助金	60,000	23,000	△ 37,000	対象経費×30%で計算し、60,000円が上限
	中国協会(連盟)補助金	0	0	0	
	県・県体協金	0	0	0	
	県バスケット協会補助金	0	0	0	
	県専門部補助金	0	0	0	
	大会負担金(参加料)	168,000	168,000	0	7,000円×24チーム
	開催専門部負担金	0	0	0	
	協賛金・広告料	0	0	0	
	その他	0	0	0	
	合計(A)	228,000	191,000	△ 37,000	
支 出	褒賞費	15,000	12,042	2,958	賞状用紙(1,026円)、レプリカ代(11,016円)
	旅費	50,000	39,500	10,500	役員旅費(7,500円)、審判旅費(23,500円)、MC旅費(8,500円)
	諸謝金	30,000	52,000	△ 22,000	審判謝金(34,000円)、MC謝金(18,000円)
	消耗品費	20,000	14,233	5,767	ラインテープ(11,300円)、事務用品(2,893円)、コピー代(40円)
	印刷製本費	48,000	10,000	38,000	大会資料印刷(10,000円)
	通信運搬費	0	0	0	
	借損費	40,000	36,040	3,960	あやめ池スポーツセンター(20,020円) 三朝町総合スポーツセンター(16,020円)
	会議費	0	0	0	
	食糧費	25,000	21,768	3,232	ドリンク代 対象経費(4,771円)、対象外経費(3,607円) 昼食代 対象経費(10,740円)、対象外経費(2,650円)
	その他	0	0	0	
	合計(B)	228,000	185,583	42,417	
収支(A-B)	(A) 191,000	-	(B) 185,583	収支額 5,417	

2019年度 U12東部地区大会 予算・決算書

大会名	スプリングカップ 東部予選
開催専門部	U12東部地区競技会部会
主管	U12東部地区競技会部会

科目		予算	決算	比較増△減	内 訳
収 入	日本協会(連盟)補助金	0	0	0	
	中国協会(連盟)補助金	0	0	0	
	県・県体協補助金	0	0	0	
	県バスケット協会補助金	0	0	0	
	県専門部補助金	0	0	0	
	大会負担金(参加料)	120,000	93,000	△ 27,000	3,000円×31チーム
	開催専門部負担金	0	0	0	
	協賛金・広告料	0	0	0	
	その他	0	0	0	
	合計(A)	120,000	93,000	△ 27,000	
支 出	褒賞費	0	3,240	△ 3,240	賞状代(3,240円)
	旅費	0	0	0	
	諸謝金	20,000	8,000	12,000	審判謝金(500円×8G×2名)
	消耗品費	20,000	5,400	14,600	MC旗(5,184円)、定規等(216円)
	印刷製本費	0	1,200	△ 1,200	トーナメント表(1,200円)
	通信運搬費	0	0	0	
	借損費	50,000	11,000	39,000	岩美町民体育館(3,000円)、鹿野小学校(4,000円) 世紀小学校(4,000円)
	会議費	0	3,200	△ 3,200	代表者会議(3,200円)
	食糧費	0	2,822	△ 2,822	昼食代(2,255円)、ドリンク代(567円)
	その他	30,000	0	30,000	
合計(B)	120,000	34,862	85,138		
収支(A-B)		(A)	-	(B)	収支額
		93,000	-	34,862	58,138

2019年度	U12東部地区大会	予算・決算書	大会名	砂丘カップ2次予選
			開催専門部	U12東部地区競技会部会
			主管	U12東部地区競技会部会

		科目	予算	決算	比較増△減	内 訳
収入		日本協会(連盟)補助金	0	0	0	
		中国協会(連盟)補助金	0	0	0	
		県・県体協補助金	0	0	0	
		県バスケット協会補助金	0	0	0	
		県専門部補助金	0	0	0	
		大会負担金(参加料)	20,000	21,000	1,000	1,000円×21チーム
		開催専門部負担金	0	0	0	
		協賛金・広告料	0	0	0	
		その他	0	0	0	
		合計 (A)	20,000	21,000	1,000	
支出		褒賞費	0	0	0	
		旅費	0	0	0	
		諸謝金	5,000	4,000	1,000	審判謝金(500円×4G×2名)
		消耗品費	5,000	0	5,000	
		印刷製本費	0	0	0	
		通信運搬費	0	0	0	
		借損費	10,000	27,430	△ 17,430	鳥取市民体育館(23,400円)、岩美南小学校(4,000円)
		会議費	0	0	0	
		食糧費	0	1,653	△ 1,653	昼食代(1,136円)、ドリンク代(517円)
		その他	0	0	0	
		合計 (B)	20,000	33,083	△ 13,083	
収支 (A - B)		(A)	-	(B)	収 支 額	
		21,000	-	33,083	△ 12,083	

2019年度	U12東部地区大会	予算・決算書	大会名	砂丘カップ
			開催専門部	U12東部地区競技会部会
			主管	U12東部地区競技会部会

		科目	予算	決算	比較増△減	内 訳
収入		日本協会(連盟)補助金	0	0	0	
		中国協会(連盟)補助金	0	0	0	
		県・県体協補助金	0	0	0	
		県バスケット協会補助金	0	0	0	
		県専門部補助金	0	0	0	
		大会負担金(参加料)	168,000	240,000	72,000	10,000円×24チーム
		開催専門部負担金	0	0	0	
		協賛金・広告料	750,000	862,200	112,200	東部地区チーム(527,500円)、広告料(50,000円)、デューパー(34,700円)、エネルギー(150,000円)、JUKEN(100,000円)
		その他	50,000	69,800	19,800	プログラム売上(14,500円)、旅館組合手数料(32,300円)、自己負担昼食代(23,000円)
		合計(A)	968,000	1,172,000	204,000	
支出		褒賞費	90,000	79,704	10,296	レプリカ代(76,464円)、賞状代(3,240円)
		旅費	0	0	0	
		諸謝金	40,000	140,500	△ 100,500	審判謝金(30,500円)、役員日当(110,000円)
		消耗品費	70,000	200,898	△ 130,898	ラインテープ(21,492円)、インク代(2,856円)、養生テープ(2,976円)封筒代(108円)、ごみ袋(1,800円)、テーブル幕・横断幕(170,940円)
		印刷製本費	0	234,600	△ 234,600	プログラム印刷(232,200円)、勝ち上がり表(2,400円)
		通信運搬費	60,000	12,956	47,044	切手代(12,956円)
		借損費	600,000	551,970	48,030	会場使用料(551,970円)
		会議費	0	7,600	△ 7,600	打ち合わせ会場費(7,600円)
		食糧費	0	54,249	△ 54,249	昼食代(29,500円)、茶菓代(656円)、ドリンク代等(24,093円)
		その他	108,000	0	108,000	
	合計(B)	968,000	1,282,477	△ 314,477		
収支(A-B)		(A)	-	(B)	収支額 △ 110,477	
		1,172,000	-	1,282,477		

2019年度	U12東部地区大会	予算・決算書	大会名	サマーチャレンジカップ
			開催専門部	U12東部地区競技会部会
			主管	U12東部地区競技会部会

		科目	予 算	決 算	比較増△減	内 訳
収入		日本協会(連盟)補助金	0	0	0	
		中国協会(連盟)補助金	0	0	0	
		県・県体協補助金	0	0	0	
		県バスケット協会補助金	0	0	0	
		県専門部補助金	0	0	0	
		大会負担金(参加料)	30,000	34,000	4,000	1,000円×34チーム
		開催専門部負担金	0	0	0	
		協賛金・広告料	0	0	0	
		その他	0	0	0	
		合計 (A)	30,000	34,000	4,000	
支出		褒賞費	0	0	0	
		旅費	0	0	0	
		諸謝金	0	0	0	
		消耗品費	0	0	0	
		印刷製本費	0	0	0	
		通信運搬費	0	0	0	
		借損費	30,000	14,920	15,080	船岡トレーニングセンター(8,400円)、日置谷小学校(2,520円)、岩美南小学校(4,000円)
		会議費	0	0	0	
		食糧費	0	0	0	
		その他	0	0	0	
		合計 (B)	30,000	14,920	15,080	
収支 (A - B)		(A)	-	(B)	収 支 額	
		34,000	-	14,920	19,080	

2019年度 U12東部地区大会 予算・決算書

大会名	優勝大会東部予選
開催専門部	U12東部地区競技会部会
主管	U12東部地区競技会部会

科目		予算	決算	比較増△減	内 訳
収 入	日本協会(連盟)補助金	0	0	0	
	中国協会(連盟)補助金	0	0	0	
	県・県体協金	0	0	0	
	県バスケット協会補助金	0	0	0	
	県専門部補助金	0	0	0	
	大会負担金(参加料)	120,000	155,000	35,000	5,000円×31チーム
	開催専門部負担金	0	0	0	
	協賛金・広告料	0	0	0	
	その他	0	0	0	
	合計(A)	120,000	155,000	35,000	
支 出	褒賞費	0	3,300	△ 3,300	賞状代(3,300円)
	旅費	0	0	0	
	諸謝金	30,000	37,000	△ 7,000	審判謝金(30,000円)、MC謝金(7,000円)
	消耗品費	20,000	10,497	9,503	代表量ホイッスル(8,250円)、電池代(1,460円) ブルーシート(698円)、封筒代(89円)
	印刷製本費	0	2,400	△ 2,400	勝ち上がり表(2,400円)
	通信運搬費	0	0	0	
	借損費	60,000	39,630	20,370	鳥取市民体育館(23,430円)、岩美町民体育館(12,000円) 船岡トレーニングセンター(4,200円)
	会議費	0	3,250	△ 3,250	代表者会議会場費(3,250円)
	食糧費	0	2,900	△ 2,900	昼食代(777円)、ドリンク代等(2,123円)
	その他	10,000	0	10,000	
	合計(B)	120,000	98,977	21,023	
収支(A-B)		(A) 155,000	-	(B) 98,977	収支額 56,023

2019年度	U12中部地区大会	予算・決算書	大会名	スプリングカップ 中部予選
			開催専門部	U12中部地区競技会部会
			主管	U12中部地区競技会部会

		科目	予算	決算	比較増△減	内 訳
収入		日本協会(連盟)補助金	0	0	0	
		中国協会(連盟)補助金	0	0	0	
		県・県体協金	0	0	0	
		県バスケット協会補助金	0	0	0	
		県専門部補助金	0	0	0	
		大会負担金(参加料)	0	60,000	60,000	3,000円×20チーム
		開催専門部負担金	0	0	0	
		協賛金・広告料	0	0	0	
		その他	0	0	0	
		合計 (A)	0	60,000	60,000	
支出		褒賞費	0	650	△ 650	賞状代(650円)
		旅費	0	0	0	
		諸謝金	0	12,000	△ 12,000	審判謝金(12,000円)
		消耗品費	0	14,482	△ 14,482	ラインテープ等(14,050円)、消耗品(432円)
		印刷製本費	0	6,000	△ 6,000	印刷代(6,000円)
		通信運搬費	0	58	△ 58	切手代(58円)
		借損費	0	35,646	△ 35,646	三朝総合スポーツセンター(12,960円) あやめ池スポーツセンター(22,686円)
		会議費	0	2,320	△ 2,320	代表者会議(2,320円)
		食糧費	0	3,861	△ 3,861	ドリンク代等(3,861円)
		その他	0	0	0	
		合計 (B)	0	75,017	△ 75,017	
収支 (A - B)		(A)	-	(B)	収 支 額	
		60,000	-	75,017		

2019年度 U12西部地区大会 予算・決算書

大会名	スプリングカップ西部予選
開催専門部	U12西部地区競技会部会
主管	U12西部地区競技会部会

科目		予算	決算	比較増△減	内 訳
収 入	日本協会(連盟)補助金	0	0	0	
	中国協会(連盟)補助金	0	0	0	
	県・県体協金	0	0	0	
	県バスケット協会補助金	0	0	0	
	県専門部補助金	0	0	0	
	大会負担金(参加料)	105,000	105,000	0	3,000円×35チーム
	開催専門部負担金	0	0	0	
	協賛金・広告料	0	0	0	
	その他	0	0	0	
	合計(A)	105,000	105,000	0	
支 出	褒賞費	1,000	5,440	△ 4,440	バナー代(840円)、トロフィー代(4,600円)
	旅費	0	0	0	
	諸謝金	18,000	14,000	4,000	審判謝金(14,000円)
	消耗品費	30,000	15,618	14,382	ラインテープ等、(14,100円)、消耗品(648円)、コピー代(870円)
	印刷製本費	0	0	0	
	通信運搬費	0	58	△ 58	郵送料不足分(58円)
	借損費	40,000	60,610	△ 20,610	溝口体育館・岸本体育館(28,000円) 淀江体育館(23,530円) 境港体育館キャンセル料(9,080円)
	会議費	6,000	5,360	640	代表者会議会場費(4,860円)、コピー代(500円)
	食糧費	10,000	13,252	△ 3,252	ドリンク代(6,064円)、茶菓代(7,188円)
	その他	0	0	0	
	合計(B)	105,000	114,338	△ 9,338	
収支(A-B)		(A) 105,000	-	(B) 114,338	収支額 △ 9,338

2019年度	U12西部地区大会	予算・決算書	大会名	優勝大会西部予選
			開催専門部	U12西部地区競技会部会
			主管	U12西部地区競技会部会

		科目	予算	決算	比較増△減	内 訳
収入		日本協会(連盟)補助金	0	0	0	
		中国協会(連盟)補助金	0	0	0	
		県・県体協金	0	0	0	
		県バスケット協会補助金	0	0	0	
		県専門部補助金	0	0	0	
		大会負担金(参加料)	140,000	175,000	35,000	5,000円×35チーム
		開催専門部負担金	0	0	0	
		協賛金・広告料	0	0	0	
		その他	0	0	0	
		合計 (A)	140,000	175,000	35,000	
支出		褒賞費	30,000	0	30,000	
		旅費	0	0	0	
		諸謝金	20,000	32,500	△ 12,500	審判謝金(32,500円)
		消耗品費	25,000	79,588	△ 54,588	ラインテープ(48,400円)、MC用具(28,560円) 消耗品(1,628円)、コピー代(1,000円)
		印刷製本費	0	0	0	
		通信運搬費	0	0	0	
		借損費	40,000	72,125	△ 32,125	溝口体育館(12,600円)、岸本体育館(12,600円) 箕蚊屋体育館(7,860円)、淀江体育館(13,610円) 米子市民体育館(25,455円)
		会議費	5,000	5,650	△ 650	代表者会議会場費(2,130円)、MC講習会(3,520円)
		食糧費	20,000	9,180	10,820	湯茶代(2,704円)、茶菓代(6,476円)
		その他	0	0	0	
		合計 (B)	140,000	199,043	△ 59,043	
収支 (A - B)		(A)	-	(B)	収 支 額	
		175,000	-	199,043	△ 24,043	

2019年度	U15選手権プレ大会	予算・決算書	大会名	U15選手権プレ大会
			開催専門部	U15競技会部会
			主管	U15競技会部会

		科目	予算	決算	比較増△減	内 訳
収入		日本協会(連盟)補助金	0	0	0	
		中国協会(連盟)補助金	0	0	0	
		県・県体協金	0	0	0	
		県バスケット協会補助金	0	0	0	
		県専門部補助金	0	0	0	
		大会負担金(参加料)	0	80,000	80,000	10,000円×8チーム
		開催専門部負担金	0	0	0	
		協賛金・広告料	0	0	0	
		その他	0	0	0	
		合計 (A)	0	80,000	80,000	
支出		褒賞費	0	23,760	△ 23,760	盾代(22,660円)、賞状代(1,100円)
		旅費	0	9,000	△ 9,000	審判旅費(9,000円)
		諸謝金	0	23,000	△ 23,000	審判謝金(9,000円)、競技役員日当(14,000円)
		消耗品費	0	172	△ 172	箸代(172円)
		印刷製本費	0	0	0	
		通信運搬費	0	0	0	
		借損費	0	7,200	△ 7,200	照明代(7,200円) ※三朝中学校参加のため、会場使用料は減免
		会議費	0	0	0	
		食糧費	0	3,257	△ 3,257	昼食代(2,397円)、茶菓代(860円)
		その他	0	0	0	
		合計 (B)	0	66,389	△ 66,389	
収支 (A - B)		(A)	-	(B)	収 支 額	
		80,000	-	66,389	13,611	

理事会議案書

議案 NO	19年第2回 第2号議案
提 案 日	2020年1月31日（金）
提案部署	事務局長
提案者名	西垣 宏紀

下記のとおり議案を提出いたしますので、審議をお願い申し上げます。

議案	一般スポーツ団体向けガバナンスコードの対応について、協議を求める。
内容	<p>スポーツ庁より公表されたスポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>について県協会としての対応として、基本方針の決定およびWGによる準備推進の承認を求める。</p> <p>【概要】 スポーツ団体ガバナンスコードとは、「スポーツ団体が適切な組織運営を行うための原則・規範」であり、NF向けと一般スポーツ団体向けの2つある。 一般スポーツ団体向けには、共通的に求められる組織運営上の原則・規範を示す原則1～原則5と高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する団体向けの原則6がある。 JBAはNF向けの対象となり対応を始めている。都道府県協会は一般スポーツ団手向けの対象であり、JBAより対応準備を行うよう指導されている。</p> <p>【協議いただきたい事項】 対応のための基本方針 優先的に進める事項と時期 対応のための人員 最終決定は理事会となるが、検討を行う機関を設置？</p>
添付資料	スポーツ団体ガバナンスコードについて スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け> 都道府県内の組織及び会計等の管理について
その他 特記事項	

スポーツ団体ガバナンスコードについて

スポーツの価値を毀損しかねない不祥事の発生を防ぎ、また、スポーツの価値を一層高めていくため、スポーツの普及・振興の重要な担い手となっているスポーツ団体の適正なガバナンスを確保することが必要不可欠です。

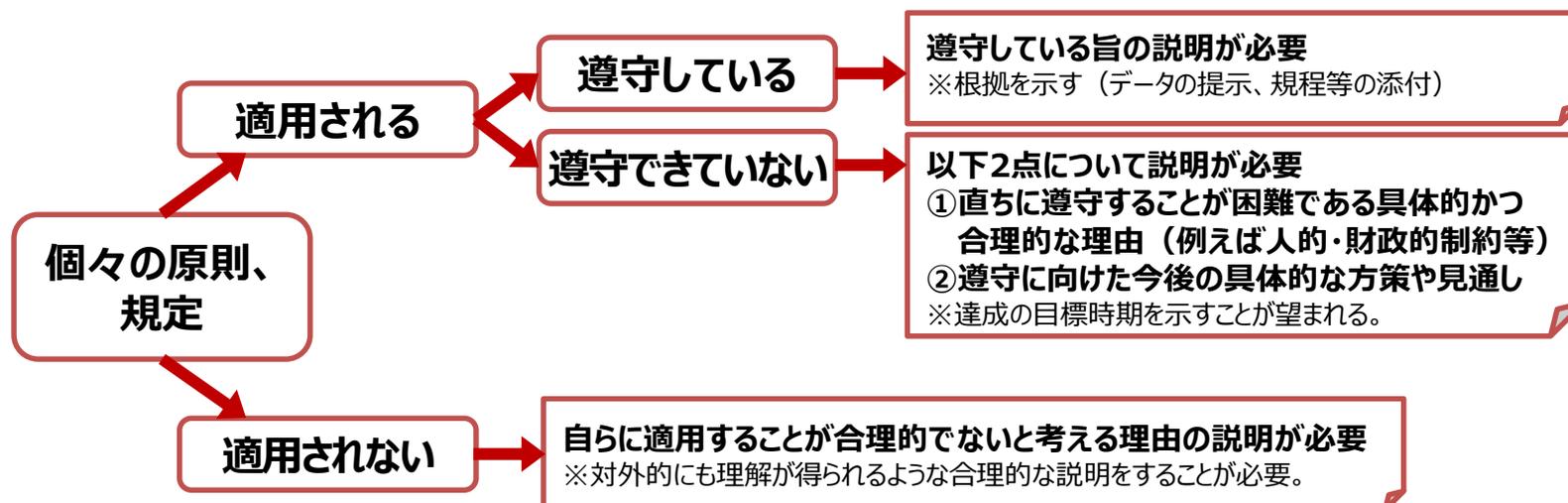
このような問題意識から、スポーツ庁では、平成30年12月に策定した「スポーツ・インテグリティの確保に向けたアクションプラン」において、スポーツ団体が適切な組織運営を行うための原則・規範としてスポーツ団体ガバナンスコードを策定することとし、スポーツ審議会における審議を経た上で、中央競技団体（NF）向け及び一般スポーツ団体向けのガバナンスコードを策定いたしました。

各スポーツ団体とその関係者の皆様におかれては、スポーツ団体ガバナンスコードの趣旨について御理解いただき、御協力いただけますと幸いです。

	対応機関	アクション
2018年11月30日	スポーツ議員連盟スポーツ・インテグリティの体制整備の在り方に関するPT	「スポーツ・インテグリティ確保のための提言」
2018年12月20日	スポーツ庁	「スポーツ・インテグリティの確保に向けたアクションプラン」を公表
2019年1月31日	スポーツ審議会総会	スポーツ団体ガバナンスコードの策定について諮問 スポーツ・インテグリティ部会の設置決定
2019年2月～7月	スポーツ・インテグリティ部会	スポーツ団体ガバナンスコードについて検討（全8回開催）
2019年6月10日	スポーツ審議会総会	スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞について答申 →スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞の策定・公表
2019年8月7日	スポーツ審議会総会	スポーツ団体ガバナンスコード＜一般スポーツ団体向け＞について（答申案）の審議
2019年8月27日		スポーツ団体ガバナンスコード＜一般スポーツ団体向け＞について答申 →スポーツ団体ガバナンスコード＜一般スポーツ団体向け＞の策定・公表

中央競技団体向けガバナンスコードについて

- 公共性の高いスポーツ団体であるNF（中央競技団体）がガバナンスを確保し、**適切な組織運営を行う上での原則・規範**を定めたもの
- NFにおいては、NF向けガバナンスコードの遵守状況について、**具体的かつ合理的な自己説明を行い、これを公表**することが求められる。
- 人的・財政的な制約等から、直ちに遵守することが困難である規定がある場合は、その具体的かつ合理的な理由のみならず、**遵守に向けた今後の具体的な方策や見通しについて説明**することが求められる。その際、達成の目標時期を示すことが望まれる。
- 統括団体は、**4年ごとにガバナンスコードへの適合性審査を実施**する予定。



原則1 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである。

- (1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること
- (2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること
- (3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること

原則2 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。

- (1) 組織の役員等の構成における多様性の確保を図ること
 - ① 外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること
 - ② 評議員会を置くNFにおいては、外部評議員、女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること
 - ③ アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること
- (2) 理事会を適切な規模とし、実効性の確保を図ること
- (3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること
 - ① 理事の就任時の年齢に制限を設けること
 - ② 理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上限を設けること
- (4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること

原則3 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。

- (1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること
- (2) その他組織運営に必要な規程を整備すること
- (3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること
- (4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること

原則4 コンプライアンス委員会を設置すべきである。

- (1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること
- (2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること

原則5 コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである。

- (1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること
- (2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること
- (3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること

原則6 法務、会計等の体制を構築すべきである。

- (1) 法律、財務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること
- (2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること
- (3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること

原則7 適切な情報開示を行うべきである。

- (1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと
- (2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと
 - ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること
 - ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること

原則8 利益相反を適切に管理すべきである。

- (1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること
- (2) 利益相反ポリシーを作成すること

原則9 通報制度を構築すべきである。

- (1) 通報制度を設けること
- (2) 通報体制の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること

原則10 懲罰制度を構築すべきである。

- (1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を定め、周知すること
- (2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること

原則11 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。

- (1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること
- (2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること

原則12 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。

- (1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること
- (2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること
- (3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること

原則13 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。

- (1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと
- (2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと

	対応機関	アクション
2019年6月6日	理事会	ガバナンスコード対応について検討（関連規程の改定留保）
2019年7月10日	幹部会	ガバナンスコード対応について検討
2019年8月21日	ガバナンスコード課題検討会	ガバナンスコード対応の基本方針について検討
2019年9月18日	理事会	「基本規程」「役員候補者の選考に関する規程」の改定

スポーツ団体ガバナンスコードにおいて、NFが特に留意すべきポイントとして挙げられている
原則2「多様性の確保」「新陳代謝を図る仕組み」の2点について重点的に検討

●「多様性の確保」について

- ① 外部理事の定義を明確にする。
- ② 5年後を目途に段階的なアクションプラン（女性登用プラン）を作る。
- ③ 理事の母数の見直しを検討する。
- ④ 特任理事制度の設置を検討する。

●「新陳代謝を図る仕組み」について

- ① 理事・監事の任期上限を通算5期10年とする。
- ② 会長の任期上限を通算4期8年とする。
- ③ 理事または監事を経た代表理事（会長）の任期は（理事・監事時代の任期を含め）原則として通算5期10年とし、ガバナンスコードに準じる「特別な事情」がある場合は、外部有識者を含む役員候補者選考委員会で審議の上、通算7期14年まで再任を認める。

→関連規程「基本規程」「役員候補者の選考に関する規程」の改定

※上記赤字項目を反映

一般スポーツ団体向けガバナンスコードについて

【対象・構造】

- 一般スポーツ団体向けガバナンスコードの対象は、NF以外のスポーツ団体。スポーツ団体とは「スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体」(スポーツ基本法第2条第2項)であるが、法人格の有無、法人形態、規模、業務内容等において極めて多種多様。
- 一般スポーツ団体の適正なガバナンスを確保するために共通的に求められる組織運営上の原則・規範を示す原則1～原則5と、高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する一般スポーツ団体が追加的に自己説明及び公表を行うという原則6のいわば「二階建て」の構造。

【活用方法等】

- 各一般スポーツ団体は、ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>の各規定に照らして自らのガバナンスの現況について確認し、その遵守状況について自己説明及び公表を行うことが望まれる。
- その際、別添「スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>に係るセルフチェックシート」を活用することも有効。
- 社会的影響力が大きく、NFと同等の高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する一般スポーツ団体にあつては、自ら必要と考えるガバナンスコード<NF向け>の個別の規定についても、自己説明及び公表を行うことが求められる。

(目的)

第一条 この法律は、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

2 スポーツは、とりわけ心身の成長の過程にある青少年のスポーツが、体力を向上させ、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培う等人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、国民の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものであるとの認識の下に、学校、**スポーツ団体（スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。**以下同じ。）、家庭及び地域における活動の相互の連携を図りながら推進されなければならない。

3～8 (略)

(スポーツ団体の努力)

第五条 **スポーツ団体は、スポーツの普及及び競技水準の向上に果たすべき重要な役割に鑑み、基本理念にのっとり、スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツの推進に主体的に取り組むよう努めるものとする。**

2 **スポーツ団体は、スポーツの振興のための事業を適正に行うため、その運営の透明性の確保を図るとともに、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成するよう努めるものとする。**

3 **スポーツ団体は、スポーツに関する紛争について、迅速かつ適正な解決に努めるものとする。**

原則1 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。

- (1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守すること
- (2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守すること
- (3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守すること
- (4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備すること

原則2 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。

原則3 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。

- (1) 役職員に対し、コンプライアンス教育を実施すること、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促すこと
- (2) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施すること、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促すこと

原則4 公正かつ適切な会計処理をすべきである。

- (1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること
- (2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること
- (3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備すること

原則5 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。

原則6 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合、ガバナンスコード<NF向け>の個別の規定についても、その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。

【原則1 (4) についての補足説明】

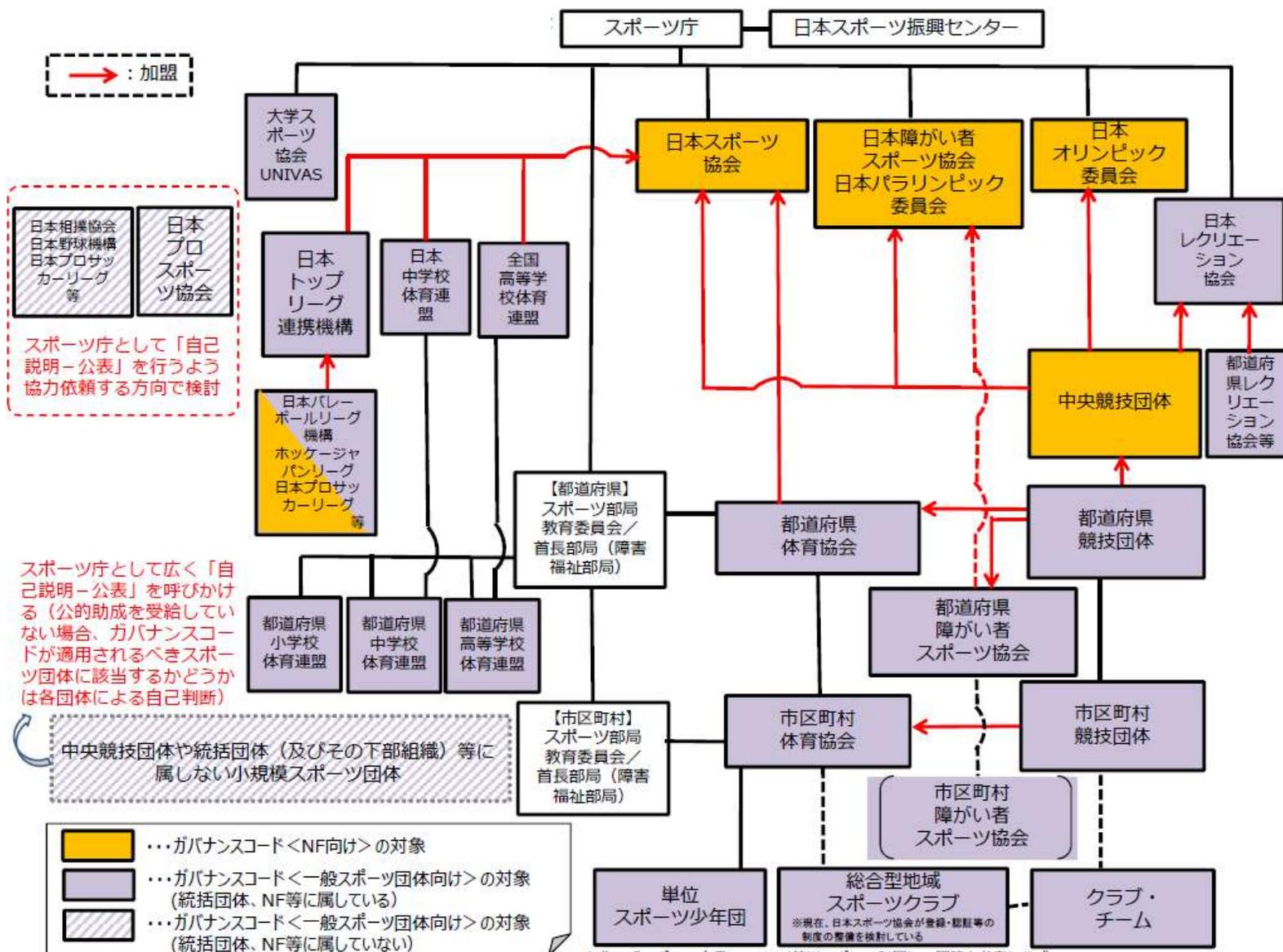
- 多くのNFの地方組織（都道府県の協会、連盟等。以下同じ。）は、地方競技大会の開催、国民体育大会に係る選手選考や強化活動、指導者・審判員の育成、指導者等に対する懲罰制度の運用など、当該地方における対象スポーツに関する各種業務を担っており、NFに準じる公共性の高い団体であると認められる。このため、NFの地方組織は、ガバナンスコード＜NF向け＞の原則2（下記）を参照しつつ、役員等の多様性及び理事会の実効性の確保、役員等の新陳代謝を図る仕組みの構築等に取り組むことが望まれる。

＜NF向け＞原則2 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。

- (1) 組織の役員等の構成における多様性の確保を図ること
 - ① 外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること
 - ② 評議員会を置くNFにおいては、外部評議員、女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること
 - ③ アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること
- (2) 理事会を適切な規模とし、実効性の確保を図ること
- (3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること
 - ① 理事の就任時の年齢に制限を設けること
 - ② 理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上限を設けること
- (4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること

スポーツ団体ガバナンスコードの適用対象

(スポーツ庁資料より引用)



出典:『スポーツ白書2017』(笹川スポーツ財団)の図等を参考に作成

- 原則1～5は、一般スポーツ団体における適正なガバナンスを確保するために共通的に求められる事項。
- 原則6により、ガバナンスコード<NF向け>の個別の規定を自らに適用するか否か、どの規定をどのような形で適用するのかについては、当該一般スポーツ団体が、自らの団体の公共性、組織運営上の特徴や業務内容、ステークホルダーとの関係等を踏まえて判断するものとする。

〔 単位スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ、その他小規模な一般スポーツ団体 〕

- ✓ スポーツ少年団登録システム、総合型地域スポーツクラブの新たな登録・認証制度、各種公的助成への申請手続等を通じて、ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>に基づく「自己説明-公表」を促進する。

主体的にNF向けの個別の規定を自らに適用することは考えられる

原則6 ガバナンスコード<NF向け>の個別の規定の適用

- 原則5 情報開示、透明性の確保
- 原則4 公正かつ適正な会計処理
- 原則3 コンプライアンス意識の徹底
- 原則2 基本計画の策定・公表
- 原則1 法令等に基づく適正な団体・事業運営

直ちに「対応が困難な事項」については、改善に向けた取組等について説明することが求められる

〔 NFの地方組織 (都道府県の協会、連盟等) 〕

- ✓ NFの地方組織は、地方大会の開催、国体に係る選手選考や強化活動、指導者・審判員の育成を担うなど、NFに準じる公共性の高い団体である。
- ✓ このため、NFからの指導助言等を踏まえつつ、NF向け原則2などを参照し、適正なガバナンスの確保に取り組むことが望まれる。

原則6 ガバナンスコード<NF向け>の個別の規定

例えば、原則9(通報制度)、原則10(懲罰制度)など

各NFにおいて、地方組織に対して、どのようにNF向けの規定を適用するか等について検討(地方組織の独自の判断による上乗せもあり得る)

- 原則5 情報開示、透明性の確保
- 原則4 公正かつ適正な会計処理
- 原則3 コンプライアンス意識の徹底
- 原則2 基本計画の策定・公表
- 原則1 法令等に基づく適正な団体・事業運営 (NF向け原則2を参照)

〔 大相撲等、NFには該当しないが、社会的影響力が大きく、公共性の高い団体 〕

- ✓ ガバナンスコード<NF向け>の個別の規定の適用に当たっては、当該一般スポーツ団体が、自らの団体の公共性、組織の特徴や業務内容、ステークホルダーとの関係等を踏まえて判断するものとする。

原則6 ガバナンスコード<NF向け>の個別の規定

NF向けの規定そのものではなく、これらの個別の規定を参考にしつつ、独自の原則・規範を自ら定めることも考えられる

- 原則5 情報開示、透明性の確保
- 原則4 公正かつ適正な会計処理
- 原則3 コンプライアンス意識の徹底
- 原則2 基本計画の策定・公表
- 原則1 法令等に基づく適正な団体・事業運営

スポーツ団体ガバナンスコード
<一般スポーツ団体向け>

令和元年 8 月 27 日



第1章 スポーツ団体における適正なガバナンスの確保について

1. なぜスポーツ団体におけるガバナンスの確保が求められるのか

スポーツは、体を動かすという人間の本源的な欲求に応え、精神的充足をもたらすものである。このようなスポーツをすることに伴う「楽しさ」や「喜び」こそがスポーツの有する価値の中核であるが、同時に、スポーツは、健康の増進、これを見る者に対する感動や共感の喚起、地域社会の活性化等の多面的な価値を有する。

スポーツの普及・振興等の重要な担い手となっているのがスポーツ団体である。地域には、様々なスポーツの種目や領域に応じて、多くのクラブやチームがあり、その上部団体として、市町村や都道府県の競技団体があり、これらを統括する組織として、中央競技団体¹（以下「NF」という。）がある。

これらのスポーツ団体は、スポーツを愛好する多くの人々の自発的な努力によって支えられ、スポーツの価値を高め、我が国のスポーツの多様な発展に貢献してきた。また、スポーツの果たす公共的役割の重要性に鑑み、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）においては、スポーツ団体の努力として「スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツの推進に主体的に取り組む」（第5条第1項）、「事業を適正に行うため、その運営の透明性の確保を図るとともに、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成する」（第5条第2項）、「スポーツに関する紛争について、迅速かつ適正な解決に努める」（第5条第3項）旨が規定されており、各スポーツ団体は、自らの主体的な努力により適切な組織運営を図っていくことが求められる。

一方で、スポーツを愛好する人々の善意やボランティア精神に支えられた組織運営は、責任の所在を曖昧にし、コンプライアンス意識が徹底されず、組織運営上の問題が見過ごされがちになるなど、ガバナンスの確保がおざなりになってきた面があると考えられる。実際、近年、NFを始めとするスポーツ団体のガバナンスの機能不全により、スポーツの価値を毀損するような様々な不祥事案が生じたり、スポーツ指導の現場における暴力行為等が度々報じられたりしており、スポーツ基本法の理念が実現に向かっているとはいえない状況にある。

¹ 対象スポーツに関する国内統括組織として、公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本オリンピック委員会、又は公益財団法人日本障がい者スポーツ協会（以下「統括団体」と総称する。）に加盟等をしている団体を指す。

このため、スポーツ庁は、平成 30 年 12 月に策定した「スポーツ・インテグリティの確保に向けたアクションプラン」において、スポーツ基本法第 5 条第 2 項に規定する、スポーツ団体における自ら遵守すべき基準の作成等に資するよう、適切な組織運営を行う上での原則・規範として、スポーツ団体ガバナンスコード（以下「ガバナンスコード」という。）を策定することとした。

各スポーツ団体においては、ガバナンスコードの各原則・規定を遵守するよう努めるとともに、ステークホルダー（利害関係者）等への説明責任を果たす観点から、その遵守状況について自主的に自己説明を行い、その結果を定期的に公表することが望まれる。

2. ガバナンスコードの対象について

ガバナンスコードが対象とするスポーツ団体とは、「スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体」（スポーツ基本法第 2 条第 2 項）であるが、スポーツ団体は、法人格の有無、法人形態、規模、業務内容等において極めて多種多様である。

このうち、NF は、対象スポーツに関する唯一の国内統括組織として多くのステークホルダーに対して様々な権限を行使し得るなど、大きな社会的影響力を有するとともに、各種の公的支援を受けているなど、特に公共性の高い団体である。このため、高いレベルのガバナンスを確保する観点から、NF 向けのガバナンスコードを策定することとした。

一方、NF に該当しないスポーツ団体（以下「一般スポーツ団体」という。）については、適正なガバナンスを確保するために必要と考えられる組織運営上の原則・規範を示すものとして、ガバナンスコード〈一般スポーツ団体向け〉を策定することとした。

このように、ガバナンスコードについては、「NF 向け」と「一般スポーツ団体向け」の 2 層構造とすることとなり、前者については、本年 6 月に 13 の原則から構成される「スポーツ団体ガバナンスコード〈中央競技団体向け〉」（令和元年 6 月 10 日 スポーツ庁）が策定されたところである²。

² 以下、「ガバナンスコード」とは「一般スポーツ団体向け」の本ガバナンスコードを指し、NF 向けについては「ガバナンスコード〈NF 向け〉」と表記することとする。

3. ガバナンスコードの構造及び活用方法について

一般スポーツ団体においては、第2章に示すガバナンスコードの各原則・規定に照らして自らのガバナンスの現況について確認するとともに、その遵守状況（直ちに遵守することが困難である場合を含む。）について自己説明及び公表を行うことが望まれる。

各原則・規定のうち、原則1～原則5は、一般スポーツ団体における適正なガバナンスを確保するために共通的に求められる事項を示したものである。これに加え、組織の人的・財政的規模や業務内容等に鑑み、社会的影響力が大きく、NFと同等の高いレベルのガバナンスを確保することが求められると自ら判断する一般スポーツ団体にあっては、自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード<NF向け>の個別の規定についても、その遵守状況について自己説明及び公表を行うことが求められる（原則6）。

各スポーツ団体が自己説明を行うに当たっては、自己説明文書として、別添「スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>に係るセルフチェックシート」を活用することも有効と考えられる。また、人的・財政的な制約等から、直ちに遵守することが困難である規定や現状の取組が不十分であると考えられる規定がある場合、改善に向けた今後の具体的な方策や見通し、達成の目標時期を示すことが望まれる。

なお、NFの地方組織等に該当するスポーツ団体においては、本ガバナンスコードに基づく自己説明及び公表について、NFによるガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言等を踏まえて対応することが求められる³。

³ NFは、ガバナンスコード<NF向け>原則13において、「地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。」とされている（参考資料参照）。

第2章 ガバナンスコードの規定及び補足説明

1. ガバナンスコードの規定一覧

原則1 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。

- (1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守すること
- (2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守すること
- (3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守すること
- (4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備すること

原則2 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。

原則3 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。

- (1) 役職員に対し、コンプライアンス教育を実施すること、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促すこと
- (2) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施すること、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促すこと

原則4 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。

- (1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること
- (2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること
- (3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備すること

原則5 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。

原則6 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合、ガバナンスコード<NF向け>の個別の規定についても、その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。

2. ガバナンスコードの規定及び補足説明

原則 1 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。

- (1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守すること**
- (2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守すること**
- (3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守すること**
- (4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備すること**

【補足説明】

(1) について

- ・ 法人格を有する団体については、その法人に適用される法令を遵守することが求められる。一般社団法人及び一般財団法人については一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、公益社団法人及び公益財団法人については公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律、特定非営利活動法人（NPO 法人）については特定非営利活動促進法の遵守がそれぞれ求められる。

(2) について

- ・ 法人格を有しない一般スポーツ団体において、団体内部の規約等を定めている場合には、当該規約等を遵守し、適正に団体運営を行うことが求められる。
- ・ 法人格を有しないとしても、団体としての権利義務関係を明確化する観点から、以下の点に取り組むことが求められる。
 - ① 団体としての組織を備え、多数決の原理が行われ、構成員の変更があったとしても団体が存続し、代表の決定方法や財産の管理等の団体としての主要な事項を確定させること
 - ② 個人の私的な口座で財産の管理・運営を行うのではなく、団体活動のための専用の口座を用い、財産を分別して管理・運営すること
- ・ なお、権利義務関係を明確化し、適正なガバナンスを確保する観点から、少なくとも公的助成⁴を受給する団体においては、可能な限り早期に法人格の取得に取り組むことが求められる。

⁴ 国や独立行政法人、地方公共団体等が、スポーツ関連活動の実施を支援するためにスポーツ団体に対して行う補助・助成のことを指す。

(3) について

- ・ 一般スポーツ団体においては、法人格を規定する法令以外にも、自らの事業運営において適用される関係法令、地方公共団体が定める各種条例や規則等を把握し、遵守することが求められる。例えば、一般スポーツ団体が公共施設を使用して競技大会やイベントを開催する場合における当該施設の使用に係る規則や、地方公共団体が定める安全管理に関する条例等が想定される。

(4) について

- ・ 一般スポーツ団体における適正なガバナンスの確保を図る上で、団体運営及び事業運営に関する重要な意思決定を行う役員等がその権限を適切に行使するとともに、その権限の行使について、適切な監督が行われることが重要である。
- ・ 具体的には、法人格を有する一般スポーツ団体においては、理事会、社員総会、評議員会等における計算書類及び事業報告の承認手続や、監事、会計監査人による監査等を通じて、また、法人格を有しない一般スポーツ団体においても、役員等から構成員その他のステークホルダーに対して業務執行状況を報告する機会を設けることなどを通じて、団体運営及び事業運営について適切な監督が行われることが求められる。
- ・ なお、多くの NF の地方組織（都道府県の協会、連盟等。以下同じ。）は、地方競技大会の開催、国民体育大会に係る選手選考や強化活動、指導者・審判員の育成、指導者等に対する懲罰制度の運用など、当該地方における対象スポーツに関する各種業務を担っており、NF に準じる公共性の高い団体であると認められる。このため、NF の地方組織は、ガバナンスコード〈NF 向け〉の原則 2 を参照しつつ、役員等の多様性及び理事会の実効性の確保、役員等の新陳代謝を図る仕組みの構築等に取り組むことが望まれる。

原則 2 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。

【補足説明】

- ・ 一般スポーツ団体がステークホルダーの理解を得つつ、安定的かつ持続的な組織運営を実現するためには、組織として目指すべき基本方針（ミッション、ビジョン等）を策定し、公表することが求められる。
- ・ その策定に当たっては、組織運営に関わる一部の役職者のみで作業するのではなく、当該一般スポーツ団体の活動に関わる多様なステークホルダーと対話し、それらの意見を反映させることが望まれる。
- ・ 目指すべき基本方針の公表方法については、各一般スポーツ団体のウェブサイト等で行うことが望まれる。また、ウェブサイト等を有していないスポーツ団体においては、上部団体等のウェブサイト等を利用して開示することが望まれる。
- ・ なお、公的助成を受給するなど一定の人的・財政的規模を有すると認められる団体においては、目指すべき基本方針のみならず、中長期的な目標並びにその達成を確保するための中長期基本計画及び財務の健全性確保のための計画を策定し、公表することが望まれる。その際、中長期基本計画は、目標達成のための課題を抽出し、その解決のための方策及び実行計画を盛り込むとともに、計画・実施・検証・見直しのプロセス（PDCA サイクル）を実践可能なものとすることが望まれる。また、財務の健全性確保のための計画については、中長期的な視点から明確かつ測定可能な目標を記載した計画を策定するとともに、当該計画に基づき会計年度ごとの詳細な計画を策定することが望まれる。

原則 3 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。

(1) 役職員に対し、コンプライアンス教育を実施すること、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促すこと

(2) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施すること、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促すこと

【補足説明】

- ・ コンプライアンスの実践は、単なる法令遵守にとどまらず、組織や業界において定められる様々な規範、さらには社会規範の遵守を含むものであり、一般スポーツ団体が多様なステークホルダーや国民・社会からの信頼を得て、安定的かつ持続的に組織運営を行う上での前提条件又は組織統治の基盤になるものである。
- ・ ひとたびコンプライアンス違反事案が発生すると、組織に対する社会的信用を失墜させ、ひいてはスポーツへの社会的評価を低下させることにつながりかねない。一般スポーツ団体が組織として存続する限り、常にコンプライアンスが実践されている又はコンプライアンス違反が生じていない状態が保持されていることが必要である。そのためには、一般スポーツ団体に関わる全ての者がコンプライアンスに係る知識を身に付けるとともに、コンプライアンス意識を徹底することが不可欠である。
- ・ コンプライアンス教育に関しては、一過性の取組ではなく、一般スポーツ団体自らが定期的にコンプライアンス教育を実施すること、又は統括団体や NF、公的機関等が実施する研修・講演会・セミナー等への定期的な参加を促すことが求められる。
- ・ コンプライアンス教育の実施に当たっては、昨今、役職員又は指導者の暴力行為やセクハラ、パワハラ等が社会的な問題となっていることに鑑み、これらの行為が決して許されないことが徹底されるよう、暴力行為等の禁止について特に重点的に教育することが望まれる⁵。
- ・ なお、団体のコンプライアンスの基となる規程等についても、今日的なものとなっているか不断に見直し、適確に運用することが求められる。

⁵ 子供の選手等を有する一般スポーツ団体においては、コンプライアンス教育の企画・実施に当たり、国連児童基金（UNICEF）及び公益財団法人日本ユニセフ協会が作成した「子どもの権利とスポーツの原則」を活用することも考えられる。

(1) について

- 一般スポーツ団体が役職員に対してコンプライアンス教育を実施するに当たっては、例えば、以下のような内容を取り扱うことが考えられる。
 - ① 暴力行為，セクハラ，パワハラについて
 - ② 当該スポーツ団体に適用される関係法令及びガバナンスコードについて
 - ③ 不適切な経理処理を始めとする不正行為の防止について
 - ④ 大会運営，強化活動等における選手等の安全確保の徹底について
- ①については、特に競技者に対して暴力行為等が行われない環境を整備する必要について理解を促すとともに、仮に競技者に対して暴力行為等が行われた場合に、競技者が身体の安全を確保すべく適切な対処ができるように教育することが求められる。
- ②については、特に、理事，監事，評議員等，組織の意思決定に関わる役員等が、当該スポーツ団体のガバナンス確保及びコンプライアンス強化における重要な職責を全うできるよう、それぞれの法令上の権限及び責任（理事会・評議員会・監事の権限，善管注意義務，問題発生時にとり得る法的手段等）について十分な理解が得られる内容とすることが望まれる。

(2) について

- 指導者，競技者等向けのコンプライアンス教育を実施するに当たっては、例えば、以下の内容を取り扱うことが考えられる。
 - ① 暴力行為，セクハラ，パワハラについて
 - ② 人種，信条，性別，性的指向及び性自認，社会的身分等に基づく差別の禁止について
 - ③ SNS の適切な利用を含む交友関係（反社会的勢力との交際問題を含む。），社会常識について
 - ④ 不正行為の防止について（ドーピング，八百長行為等）
 - ⑤ その他の違法行為について（20歳未満の飲酒・喫煙，違法賭博，交通違反・事故等）
- コンプライアンス教育の企画・実施に当たっては、その類型や発生経緯の分析を

行い、具体的な事例を取り上げるとともに、これらのコンプライアンス違反事案が指導者自身にもたらし得る重大な結果や関係者への多大な影響についても、十分に理解できるようにすることが望まれる。

- ・ なお、例えば、身体接触を伴う対人競技において、指導者が競技者に対して必要以上の負荷をかけることが生じることや、障害者スポーツにおいて、指導者やサポートスタッフが競技者の競技面のみならず生活面も含めて様々な支援を行うという密接な関係性の中で、時として選手に対するハラスメントが発生することがあるなど、対象スポーツの競技特性や競技環境等を踏まえて、陥りやすいコンプライアンス違反事案を取り上げるなどの工夫をすることが望まれる。

(1) 及び (2) 共通事項について

- ・ 実際に競技者等に対して暴力行為等が行われた場合に、迅速かつ適切に救済が図られるよう、一般スポーツ団体自らが設ける通報窓口や、統括団体、NF やその他の公的機関が設ける通報窓口等について、様々な機会を捉えて周知を図ることが望まれる。
- ・ 研修の実施に当たっては、単なる講義形式だけではなく、学習者である役職員及び指導者が能動的に学ぶことができるようなグループワーク等のアクティブラーニングの手法を取り入れた研修教育の実施が効果的であると考えられる。こうした手法により、様々な不祥事やトラブルに対する危機意識を醸成し、より具体的な解決方法を導く上で実践的な内容とすることが望まれる。
- ・ 研修資料や普及啓発のためのパンフレット等を作成するに当たっては、弁護士等の有識者の意見を取り入れることにより、競技関係者のみでは見落としがちな観点を十分に踏まえ、役職員及び指導者にとって分かりやすい内容とすることが望まれる。

原則 4 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。

- (1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること**
- (2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること**
- (3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備すること**

【補足説明】

- ・ 一般スポーツ団体の活動は多岐にわたり、その中には、公的資金に関する手続など、税務、会計等の専門的な内容を含むものも数多く存在する。
- ・ 特に一般スポーツ団体が公的助成を受給していたり、ステークホルダーからの登録料、協賛金、寄附金等の資金を受領して活動したりしている場合、それらの資金の使途については、高い公正性と透明性の保持が求められる。
- ・ しかしながら、一般スポーツ団体において、公的助成の不正使用を始めとする会計処理に関連する不祥事は依然として発生していることから、一般に公正妥当と認められる会計の原則に則った会計処理を確実に行うことの重要性は一層高まっている。

(1) について

- ・ 公正な会計原則を遵守するための業務サイクルを確立することが求められる。特に、理事等の経済的利益の透明性を確保するための規程、支出に関する領収書その他証憑の保存を徹底するための経費使用に関する規程及び財産の独立管理の徹底を図るための規程を団体内において明確に定めるとともに、その運用の浸透と定着を図り、また、定期的にその実効性を検証することが望まれる。
- ・ 理事等の役職員と監事との間における日常的な情報共有・連携体制の構築に重点的に取り組むことが望まれる。

(2) について

- ・ 公的助成の受給に当たっては、自らの団体が遵守義務を負う関係法令や公的助成の実施主体が定める実施要項、ガイドライン等の内容を十分に確認し、当該法令、ガイドライン等において遵守すべき事項が組織運営の業務プロセスにおいて

適切に実行されるよう、財務会計方針、手続等の運用規程を定め、適確に運用することが求められる。

(3) について

- ・ 会計処理の内容について、団体内において複数の者がチェックする体制を整えるとともに、経理担当と監査担当は別の者が行うよう監査体制を明確にすることが求められる。
- ・ 必要に応じて税理士、公認会計士等による外部監査を導入することも有効であると考えられる。

原則5 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。

【補足説明】

- ・ 法人格を有する一般スポーツ団体においては、貸借対照表等、法令に基づく情報開示を適切に行うことが求められる。また、法人格を有しない一般スポーツ団体においても、少なくとも年度ごとの収支報告について開示することが求められる。
- ・ また、法人格の有無にかかわらず、以下のような情報について積極的に開示することが望まれる。
 - ① 組織運営に重要な影響を及ぼし得る役職員の選任に関する情報
 - ② 各団体のステークホルダーに重要な影響を及ぼし得る情報（例えば、選手選考を行っている団体においては選手選考に関する規程等が考えられる。）
 - ③ ステークホルダーに対する説明責任を果たす観点から開示することが適切と考えられる情報（例えば、団体の活動に当たって会費の徴収や寄附の募集等を行っている場合、これらの会計処理（使途等）の状況等が考えられる。）
- ・ さらに、組織運営の透明性を確保し、適正なガバナンスを実現するとともに、開かれた一般スポーツ団体としてステークホルダー及び国民・社会から信頼を得るためには、ガバナンスコードの遵守状況に関する情報についても積極的に開示することが求められる。
- ・ 開示の方法については、特段の理由がない限り、当該スポーツ団体のウェブサイト等での開示が望まれる。なお、ウェブサイトを持っていない一般スポーツ団体においては、上部団体等のウェブサイト等を利用して開示することが望まれる。

原則 6 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合、ガバナンスコード<NF 向け>の個別の規定についても、その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。

【補足説明】

- ・ 組織の人的・財政的規模や業務内容等に鑑み、社会的影響力が大きく、NF と同等の高いレベルのガバナンスを確保することが求められると自ら判断する一般スポーツ団体にあっては、自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード<NF 向け>の個別の規定についても、その遵守状況について自己説明及び公表を行うことが求められる。
- ・ ガバナンスコード<NF 向け>の個別の規定の適用の在り方については、各一般スポーツ団体が、自らの団体の公共性、組織の特徴や業務内容、ステークホルダーとの関係等を踏まえて判断するものとする⁶。例えば、NF の地方組織において、NF が設ける通報制度や懲罰制度に倣って自らの制度を設けている場合に、当該制度の運用について、ガバナンスコード<NF 向け>の原則 9（通報制度に関する原則）や原則 10（懲罰制度に関する原則）の各規定の遵守状況について自己説明及び公表を行うことなどが考えられる。
- ・ また、その際、ガバナンスコード<NF 向け>の個別の規定そのものを適用するのではなく、個別の規定を参考にしつつ、独自の原則・規範を自ら定めることも考えられる。

⁶ NF の地方組織等においては、ガバナンスコード<NF 向け>の個別の規定の適用の在り方について、NF による指導、助言等も踏まえて対応することが求められる。

【別添】

スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>に係るセルフチェックシート

[団体名：]

[記載日：]

【対応状況に係る自己評価】

A：対応している

B：一部対応している

C：対応できていない

項目	対応状況
原則1 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	
(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	
(2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	
(3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	
(4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	

原則 2 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。	
(1) 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表しているか。	
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)	
原則 3 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。	
(1) 役職員に対し, コンプライアンス教育を実施しているか, 又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)	
(2) 指導者, 競技者等に対し, コンプライアンス教育を実施しているか, 又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)	
原則 4 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。	
(1) 財務・経理の処理を適切に行い, 公正な会計原則を遵守しているか。	
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)	
(2) 国庫補助金等の利用に関し, 適正な使用のために求められる法令, ガイドライン等を遵守しているか。	
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)	

(3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか。	
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)	
原則 5 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに, 組織運営に係る情報を積極的に開示することにより, 組織運営の透明性の確保を図るべきである。	
(1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか。	
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)	
(2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。	
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)	
原則 6 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合, ガバナンスコード<NF 向け>の個別の規定についても, その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。	
自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード<NF 向け>の規定があるか (ある場合は下欄に記述)	
原則 ■ について	
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)	
原則 ■ について	
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)	

原則 ■ について	
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)	
原則 ■ について	
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)	

【参考資料:スポーツ団体ガバナンスコード〈中央競技団体向け〉原則 13 (抜粋)】

原則 13 地方組織等に対するガバナンスの確保, コンプライアンスの強化等に係る指導, 助言及び支援を行うべきである。

(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに, 地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導, 助言及び支援を行うこと

(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと

【求められる理由】

NF には, 都道府県協会, 都道府県連盟といった地方組織, 学生連盟や年代別の関係競技団体等(以下「地方組織等」と総称する。)が存在する団体も多いが, これらの地方組織等は, 各地方における選手強化, 競技大会の開催, 競技の普及活動, 指導者への研修等, 競技の振興を図る上で重要な役割を担っている。

一方で, これらの地方組織等の多くは法人格を持たず, 若干名のボランティアが運営していることも珍しくないなど, その人的・財政的基盤は極めて脆弱である。このため, 都道府県体育協会等からの助成金に関する不正使用や, 規程等に基づいた公正な手続を経ないで構成員の処分が行われるといった問題も生じている。また, 地方組織等は, 対象スポーツの指導現場等に密接に関わる者が自主的, 自発的に運営していることが多く, このような各地方の愛好者による努力が様々な対象スポーツを下支えしてきたという評価がある一方で, 「身内」の慣習や常識が優先され, ややもすると指導者等による不適切な行為が見過ごされがちになる傾向に陥りやすいと考えられる。

地方組織等における不適切な組織運営により, 対象スポーツの価値が損なわれる不祥事が発生したり, 競技者を始めとした構成員の権利利益が不当に侵害されたりすることがないよう, NF は, 対象スポーツに関する唯一の国内統括組織として, 地方組織等におけるガバナンスの確保及びコンプライアンスの強化についてリーダーシップを発揮し, 適切な指導, 助言及び支援を行うことが求められる。

【補足説明】

(1) について

- ・ 地方組織等の加盟制度に関する規程を整備し、ガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に関する助言を行うほか、地方組織等の組織運営や業務執行に問題があると考えられるときには積極的に指導し、自主的な改善が見込まれない場合には、規程に基づき処分を行うなどの対応をとることが望まれる。
- ・ 地方組織等における組織体制について、女性役員の目標割合の設定等を通じた積極的な任用、役員就任時の年齢制限等により新陳代謝を図る仕組みの導入が進むよう、指導、助言及び支援を行うことが望まれる。
- ・ 地方組織等の規模や活動内容等によっては、法人格を取得して、組織運営体制の強化を図ることが望ましい場合もある。そのような場合、法人格取得に向けた専門的な助言や財政面を含めた支援を行うことが考えられる。

(2) について

- ・ NF が作成するコンプライアンス強化に係る研修資料や普及啓発のためのパンフレット等の提供等を行うことが考えられる。
- ・ 地方組織等の代表等が集まる会議（例えば、社員総会や評議員会等）の開催と合わせて、ガバナンスやコンプライアンスに関する研修会を実施することが考えられる。
- ・ 地方組織等に対して、法律、会計等のサポートサービスを提供する形で支援することが考えられる。

都道府県内の組織及び 会計等の管理について

2016年度

- 47都道府県協会の法人化
- JBS2016策定

2017年度

- 組織再編（アンダーカテゴリー、社会人）
- D-fund申請受付

2018年度

- 登録制度再構築、D-fund交付開始
- リーグ戦、育成センターの推進

- **新たな制度導入に向け、都道府県協会において前向きに取り組んでいるが、部分的な対応となっている。形は整いつつあるも、中身がまだ伴っていない点が多い。**
- **「都道府県におけるガバナンスの構築」に向けて、改めて「本来目指す姿」「取り組むべきこと」を確認し、バスケットボールの推進、活性化に向けて取り組んでいただきたい。**

 「都道府県におけるガバナンスの構築」とは、都道府県協会が、自身の内部組織（委員会や部会等）を含め、傘下団体（地区・市区郡町村協会、都道府県連盟）の組織面、事業（競技会、各種会議等）面、会計（財務）面について実態を把握し、管理可能な状態を構築すること

一部取り組みができてきている都道府県もあるものの、次の面での課題が見受けられる。

組織面

- ✓ アンダーカテゴリー部会（U12・U15・U18）を設置しているが、事業や会計面において、PBA内に取り込めていない状態がある。
- ✓ 審判育成・派遣、指導者養成について、年間計画や会計面など委員会に任せきりになっている状態がある。
- ✓ 傘下の各地区の状況を把握できていない状態がある。

事業面

- ✓ PBA内事業全体の見直しができている。
- ✓ 大会などこれまで登録料で賄っていた事業について、受益者負担の原則に基づく参加料の適正化、支出の見直しなど、各事業における収支の見直しに取り組んでいない状態がある。
→これまで登録料を充当していた分をそのままD-fund申請している。
- ✓ 国体経費（強化費）などの見直しや対策がされていない。

会計（財務）面

- ✓ アンダーカテゴリー部会（U12・U15・U18）のすべての会計がPBA決算に含まれていない。
- ✓ 各種大会における収支決算が把握できていない状態がある。
- ✓ 審判、指導者の講習会・研修会の収支が把握できていない状態がある。
- ✓ 新たな収入の獲得（totoの活用など）に取り組むことが出来ていない。

2018年度

- 2017年10月末提出までにPBAが都道府県の傘下団体等の事業や予算を把握し、計画的な提出がしきれなかった。
- D-fundを補助金獲得狙いでの申請が大半であった。
- 事業設計の妥当性（収支バランス）が伴わないものや受益者負担の原則が取り入れられていないものがあった。
- D-fund申請要件に沿っていない申請が多くみられ、各事業の執行の基準となる規定が整備されていない状況であった。

上記の状況から内示方針として区分①・②・③(特例)分けを行い、収入分の確保（登録料不足分を担保）することを前提に交付を行ったが、本来のD-fundの狙い、活用方針に沿ったものにはなっていなかった。

2019年度

- 2018年度同様、PBAが都道府県全体を統括しきれず、D-fund作業対応に追われている状況が大半である。
- 統括を行うにあたっての体制づくりができていない状況もある。

【今後のD-fund制度について】

- 本来の活用方針に沿った内示に向け、2020年度より段階的に導入を行っていく。
- 上記に向け、47都道府県の評価基準（査定基準）や達成目標値などを策定の準備を進める。（2021年度より導入目標）
- 特に基盤整備の遅れている都道府県協会に対し、必要な支援を行っていく。

(D-fund 申請要項より抜粋)

D-fund の狙い・背景

公益財団法人日本バスケットボール協会（以下「JBA」という）は、日本国内におけるバスケットボール競技団体のガバナンスを確立・強化するとともに、2030年のJBA創立 100周年をターゲットに、B.LEAGUE、都道府県バスケットボール協会、各種バスケットボール連盟などの「バスケットボールファミリー」が一体となって競技の振興発展に取り組むための指針として、2016年 3月に「JAPAN BASKETBALL STANDARD 2016 (JBS2016)」を策定いたしました。「Development-fund（以下「D-fund」という）」は、この「JBS2016」に基づき、**JBA が推進する事業（競技環境の整備・充実、普及、育成等）**について、**各都道府県バスケットボール協会がそれぞれの地域性・主体性・独自性を発揮しながら事業を推進、活性化するために交付するもの**です。

D-fund の活用にあたって

JBAでは、2018年度より、それまで各団体（地区・市区郡町村協会、連盟）が独自に設定・徴収していた登録料（チーム、競技者、審判員、指導者）の設定・徴収権限を JBAと都道府県協会に一元化いたしました。これには、**地域によってバラつきのあった登録料を是正することで、競技者にとってより公平感のある制度として整備し、加えて競技環境の更なる充実を図ることで登録者のメリットを拡大したい**という意図がありました。そして同時に、**都道府県におけるガバナンスの構築と強化を企図した**ものでもありました。「都道府県におけるガバナンスの構築」とは、都道府県協会が、自身の内部組織（委員会や部会等）を含め、傘下団体（地区・市区郡町村協会、都道府県連盟）の組織面、事業（競技会、各種会議等）面、会計（財務）面について実態を把握し、管理可能な状態を構築することを意味しています。登録料の流れを整理することが、これらの面の掌握に繋がるものと期待できます。D-fundもまたガバナンスの構築・強化実現のための施策の側面を有しており、制度の活用にあたっては、まず各都道府県協会が傘下団体の組織面、事業面、会計面について実態を把握しつつ、集約した事業をより広い視点から選別し、時には見直し、調整し、都道府県としてのビジョンを踏まえて全体設計を行って頂くことが肝要となります。

【2019年度～2020年度】

基盤整備

【2021年度】

都道府県における ガバナンスの確立

基盤整備にあたって

◆ 全ての事業の掌握および整理・見直し

- 事業の整理・見直し
(やめる事業、改編する事業、新しく行う事業)
- 計画(中身)の適正化
 - 収支バランスの見直し(参加料割合)
 - 人員配置、コストの効率化

◆ 会計管理の適正化

- 次ページ参照

◆ 上記が行える体制の構築

- 改革委員会の設置等

◆ (中長期方針の策定)

- 都道府県版JBSの策定

■ アンダーカテゴリー一部会や各委員会の予算が渡しきりになっている。

例：委員会費として20万を予算計上→委員長名の20万円の領収書で決算している。
→実際に支出した分の全ての領収書を持って精算すること

■ 大会や講習会・研修会の収支のすべてがPBA決算に反映されていない。

例：収支差額（不足分）のみを決算に計上
→すべての収入、支出をPBAの決算に含めこと

■ アンダーカテゴリー一部会や各委員会でPBAの口座（法人名義の口座）ではなく、法人化前の担当者の個人口座のまま管理・運用が行われている。

例：大会の参加料収入・広告料収入、講習会の受講料収入の振込先が個人口座になっている。
→入金先は法人名義の口座とすること

■ 領収書の名義が旧連盟のままになっている。

例：〇〇連盟の領収書で処理されている。
→PBA事業については全て「都道府県バスケットボール協会」宛の領収書の発行を受けること

■ 連盟の残余財産がPBA口座に移行されていない。決算に反映されていない。

例：〇〇連盟の口座に残金が残ったまま県協会が預かっている。
→用途を明確にし、PBAの法人名義の口座に移すこと。決算にも資産として反映すること。

■ 予算書・決算書において、繰越金が収入・支出（費用）に含まれている。

例：前期繰越金を収入に計上している。次期繰越金を支出に計上している。
→当期（単年度）の収支状況がわかるように、繰越金は収入、支出（費用）には含めず分けて管理すること

「当期の収入」 - 「当期の支出」 = 「当期収支差額」

「当期収支差額」 + 「前期繰越金」 = 「当期繰越金」

対象事業



●スポーツ活動推進事業（助成割合：5分の4）

地域のスポーツからトップレベルのスポーツまで、幅広くスポーツ活動を推進するために行う次に掲げる事業

①スポーツ教室、 スポーツ大会等の開催	スポーツの普及や競技技術の向上のための実技教室もしくは競技会またはスポーツに関する講演会等を 開催する事業
②スポーツ指導者の 養成・活用	多様化するスポーツニーズに応え、適切な指導が行える指導者および競技技術の専門的知識を有する指導者を養成し、またはそれらの指導者を地域のスポーツクラブ等へ派遣する事業
③スポーツ情報の提供	広報誌の発行およびインターネットホームページの作成など、スポーツに関する情報を収集し、提供する事業
④新規会員獲得事業	体験会等を開催、又は広報媒体を提供し新規会員の獲得を図る事業
⑤マイクロバスの設置	マイクロバスを設置し、スポーツ活動に参加する者の利便性の向上等を図る事業

スケジュール

11月	翌年度交付対象事業の募集開始
12月～1月	交付申請書の締切
4月	交付決定
事業完了後30日以内	実施報告書の提出

【toto助成交付対象事業（交付対象PBA抜粋）】

2018年度

団体名	事業細目名	事業名	金額（千円）
一般財団法人 愛知県バスケットボール協会	スポーツ教室、スポーツ大会等開催	2018愛知バスケットボールフェスティバル	1,559
一般財団法人 大阪府バスケットボール協会	スポーツ教室、スポーツ大会等開催	地域クラブチーム育成・強化事業「第21回ドリームカップ」	1,287
一般財団法人 兵庫県バスケットボール協会	スポーツ情報の提供	「兵庫籠球」発行	1,166
【計】		(3団体)	4,012

2019年度

団体名	事業細目名	事業名	金額（千円）
一般社団法人 岩手県バスケットボール協会	スポーツ情報の提供	ホームページリニューアル立ち上げ事業	407
一般財団法人 愛知県バスケットボール協会	スポーツ教室、スポーツ大会等開催	2019愛知バスケットボールフェスティバル	1,034
一般財団法人 大阪府バスケットボール協会	スポーツ教室、スポーツ大会等開催	地域クラブチーム育成・強化事業「第22回ドリームカップ」	1,348
一般財団法人 兵庫県バスケットボール協会	スポーツ情報の提供	『兵庫籠球』発行	1,365
一般社団法人 和歌山県バスケットボール協会	スポーツ教室、スポーツ大会等開催	育成センター事業	940
一般社団法人 宮崎県バスケットボール協会	スポーツ教室、スポーツ大会等開催	宮崎バスケットボールフェスタ2019	2,113
(同上)	スポーツ情報の提供	MBA広報誌発行事業	480
【計】		(7団体)	7,687

toto助成とD-fund申請

toto助成の交付対象となった事業は、D-fundの交付対象にはなりません。（外部補助金を最大限活用できるようにするため）

そのため、本来は申請時にtoto助成対象、D-fund対象の事業を分けて申請することが望ましいですが、toto助成の活用を推進するため、2020年度は以下の対応を行います。



- 2020年度のD-fund申請を行った事業について、2020年度のtoto助成の申請を行うことは可能とします。
- D-fundで交付対象となった事業がtoto助成でも交付対象となった場合、当該事業はD-fundの対象外としますが、その分の金額（D-fund交付金額）は他の事業に振り替えることを可能とします。

※上記は2020年度限りの措置となります。2021年度にはD-fund申請する事業、toto助成の申請をする事業を予め切り分けられるように準備をお願いします。



**バスケットボールが
日本を元気にします!**

理事会議案書

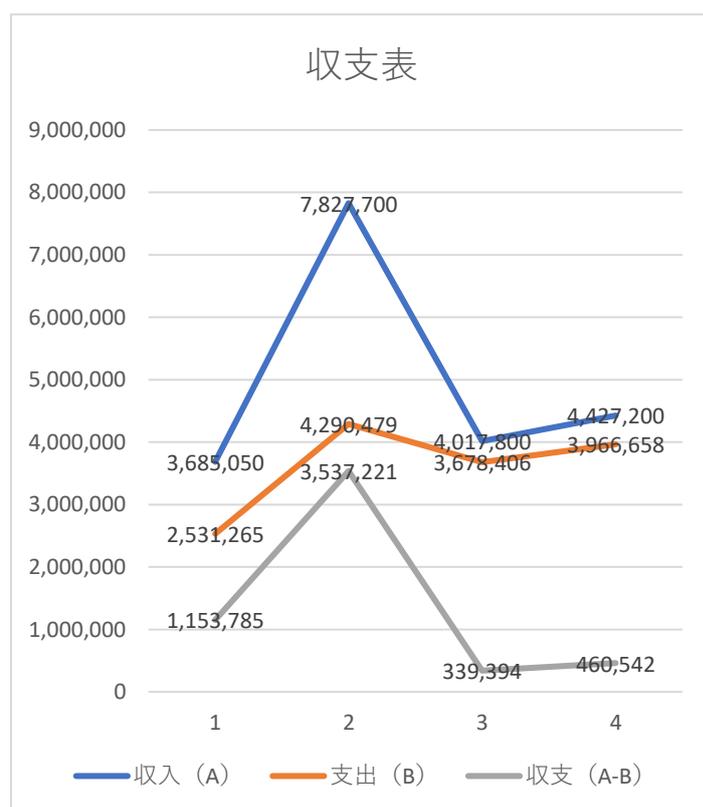
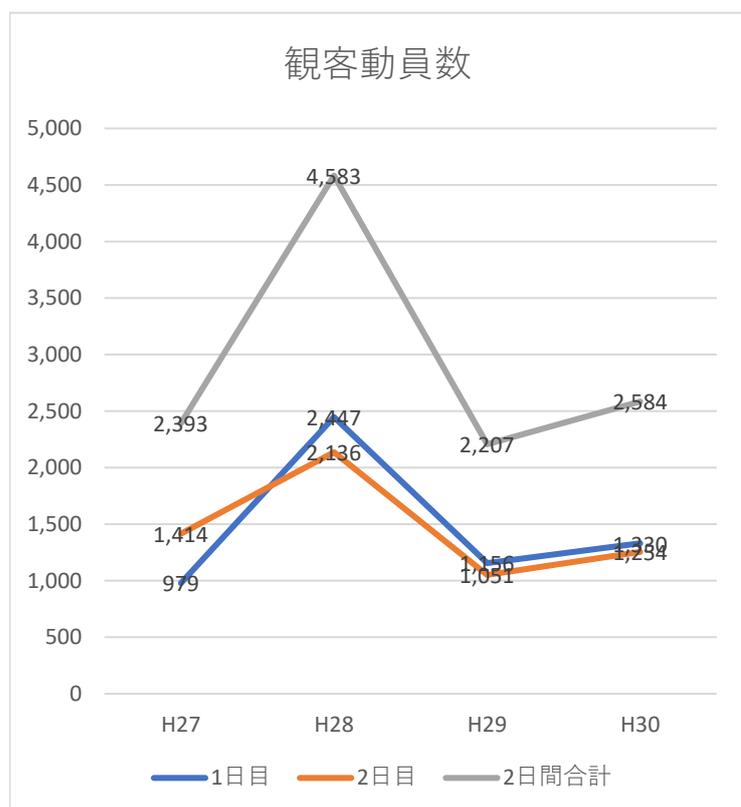
議案 NO	19年第2回 第3号議案
提 案 日	2019年8月14日（水）
提案部署	企画普及委員会
提案者名	青山 太郎

下記のとおり議案を提出いたしますので、審議をお願い申し上げます。

議案	2020年度 W リーグ（鳥取大会）を開催しないことについて、承認を求める。
内容	<p>8月7日（水）に2020年度の W リーグ（鳥取大会）開催について企画普及委員会企画部で協議を行い、下記の理由により開催をしないことを決めました。ご理解よろしくお願ひします。</p> <p>開催しない理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2020年度は、12月2週目に W リーグの開催がない。 ・ 年度（対戦カード）によって労力と収支のバランスが読めないため。 ・ 2021年度以降の事業を検討する期間とするため。（B. LEAGUE、3X3等）
添付資料	<p>H27-H30WJBL 観客動員数と収支 結果報告【2018W リーグアンケート】 第22回 W リーグ大会スケジュール 第22回 W リーグ開催応募票</p>
その他 特記事項	<p>第21回 W リーグ実施報告書 第21回 W リーグ決算書</p>

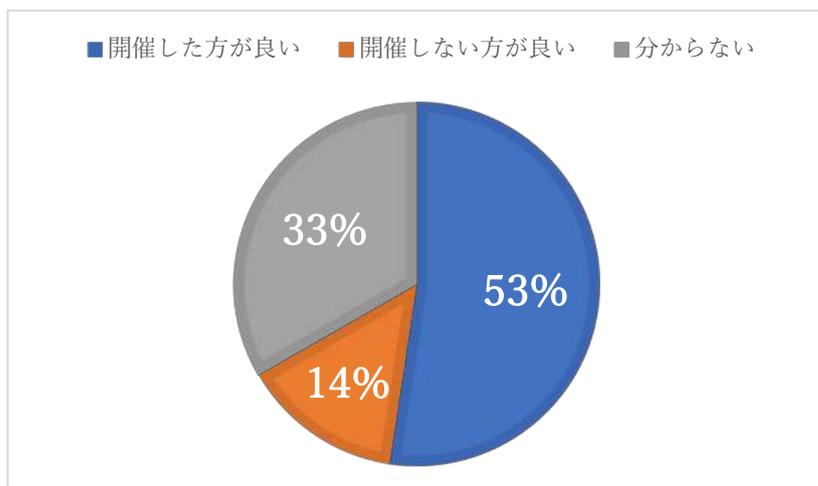
H27ーH30 Wリーグ 観客動員数・収支表

年度		H27		H28		H29		H30	
対戦	A	トヨタ紡織		JX-ENEOS		三菱電機		アイシンAW	
	B	日立ハイテク		トヨタ自動車		シャンソン化粧品		富士通	
日付		1日目	2日目	1日目	2日目	1日目	2日目	1日目	2日目
会場		米子産業体育館	米子産業体育館	米子産業体育館	鳥取県民体育館	米子産業体育館	鳥取県民体育館	米子産業体育館	鳥取県民体育館
一般有料入場	前売	731	1,067	1,761	1,479	974	812	904	740
	当日	31	32	95	159	33	79	54	74
チーム券	A	24	17	218	151	12	11	34	42
	B	26	77	127	79	12	26	60	56
招待		90	123	127	138	12	28	155	194
報道		1	0	9	9	1	2	3	8
大会役員		76	98	110	121	112	93	120	140
合計		979	1,414	2,447	2,136	1,156	1,051	1,330	1,254
2日間合計		2,393		4,583		2,207		2,584	
収入(A)		3,685,050		7,827,700		4,017,800		4,427,200	
支出(B)		2,531,265		4,290,479		3,678,406		3,966,658	
収支(A-B)		1,153,785		3,537,221		339,394		460,542	



【結果報告】 Wリーグアンケート

【質問1】 2020年以降の開催についてあてはまる項目を選んでください。



開催した方が良い	22人
開催しない方が良い	6人
分からない	14人

【質問2】 【質問1】で選んだ項目の理由を記載してください。

＜開催した方が良いと回答した方の意見＞

1.アンダーカテゴリーの選手が、より質の高いプレーを感じられる機会だから。
2.地域の中にバスケットボール競技を身近なものとして見てもらうチャンスを作る。
3.県協会のスタッフの運営などに関わるスキルアップになる。
プロの試合を生で見られる機会として、非常に良い！
TBAの財源を保つ。東部地区のバスケットボールの観戦機会を作る。
鳥取県のバスケットボールの発展のため。
財源確保は必要であるから。多くの指導者が交流できるから。
準備等は大変だが、小学生から高校生のバスケット選手にとってプロのレベルを体感できるいい機会だと考えるため
スタッフは準備等大変ではあり、改善点も多いとは思いますが、選手も指導者も審判もプロの試合に触れられる良い機会であるから。
すべてのカテゴリーの選手・関係者の刺激となる
プロの試合を見るチャンスがなかなかないと思います。チャンスを作ってあげることも大切かと思いました。
よりレベルの高い選手の試合を間近で見られるのはとても有益だと思うから。
県内のバスケット関係者が日本トップリーグの試合を生で見られる機会がなくなるから。
バスケ人口を維持する為
レベルの高いバスケットを間近で見ることができるから。
普及育成に必要なため

鳥取県の収益事業としてできるなら開催したほうが良いと考えます
もっと鳥取県でのバスケを広げたい
鳥取県のバスケットボール関係者が一堂に集うイベントであり、盛り上げにもつながると思うから。
バスケットボールというスポーツのおもしろさを一人でも多くの人にってもらう貴重な機会だから。
活性化につながる
プロのバスケットを見ることのできる機会。間近で観戦できることがなかなかできない人たちにとってはとてもいいと思う。
子供たちの刺激になるため
協会の収益をあげる大事な行事

<開催しない方が良いと回答した方の意見>

他の大会日程に影響する(高校地区新人戦)
生徒も全員参加させないと座席が埋まらない(金銭的な負担)
高校(U18)担当が主になりすぎている。通常の激務にプラスの激務になっている
開催は鳥取県のバスケットボール界の向上・繁栄・選手の育成につながるのもであり、また選手や保護者、審判、その他関係者のコミュニケーションの場としても意義あるものだと思います。私は今回は役員には入っていましたが準備の手伝いしかできませんでした。役割の分担(業務分担)が適切かどうか、特定の人に偏ってないかが心配です。また、開催時期にも心配があります。U-18では11月初旬の選手権から西部地区の地区新人などが準備の時期から大会終了まで重なります。学校事情があり、顧問が1人しかいないなか日々の業務+部活指導+準備+大会運営は正直キャパをこえております。選手もほったらかしの状況です。ずらずらと書かせていただきました。
部活動顧問になったがために、協会の仕事をするのが辛い。普段の業務に支障をきたすほど負担が大きい。
組織が疲弊していると感じる。(少し休んでからでもよいのでは)
多忙である。

<分からないと回答した方の意見>

ミニ～高校年代などの選手がトップレベルに触れる良い機会だと思うが、実際選手がどれくらい会場に来ているのかが分からないから。
準備等でたいへんであるが、良い試合を子供たちが見ることは大切
・まず、「達成感」より副作用として「疲労感」の方が強く残ってます。確かにWLeagueの試合を県内の子供たちが観戦している姿は、毎年良い風景として映ります。今年も、そうでした。
しかし、毎年開催することには難色を示します。
自分の委員会は、「誰が担当しても行えるように」毎年のファイルを残しております。基本的には、委員・補助員がその年によって変わるだけで、業務自体はほぼ変わらない。その他の委員会も同様に記録をデータ化して、誰もが担当しても運営できるようにされていると考えます。
もちろん、マンパワーが限られているので多くの役を被ることはあると思いますが、調整が必要ではないでしょうか。5年間の大会準備・運営の経験があり、ノウハウはあると思います。
県協会に関連役職や担当者がWLeague大会運営を行っています。例えば複数年連続で行う場合は、各係の主になる者をカテゴリー(社会人・U18・U15・U12)ごとに輪番で回していくような工夫も一つではないでしょうか。(西部地区の場合、Wは県協会とは別に、担当者の役割分担をしているということも聞きました。)

・県協会幹部の方々に明確な協会としての方針・方向性を明らかにしてほしい。

WLeagueの大会準備・運営等、関わらせてもらいましたが、このWLeagueを鳥取開催することで、どの位県協会が鳥取県のバスケットボールの普及や強化等に繋がるのか。大会運営に伴う収支も含め、明確に数値化し誰もが見えるようにして表してほしい。(2016年のカード【トヨタ vs JX】の時は、収支がざっくりと出ていました確か、¥3,500,000ほどの黒だったと記憶しています。

そうすることで、来年度開催鳥取大会は決定事項ですが、今後の開催計画がある程度立てられるのではないのでしょうか。

また、WLeagueを5年連続で開催されているような都道府県協会はあるのでしょうか。(鳥取県と同等の競技人口数の市協会などで運営されているのかもしれませんが...)

収支決算がわからないから。(2日間とも鳥取開催は無理だから。)

・時期は変更すべき

・女子のWJBLのみでなく、男子のBリーグなども呼べると集客は増えると思う

・毎年の開催は集客面からも厳しいのでは

意義や財政上の必要性は理解するが、やはり負担が大きい。12月は特に。

運営の人的・時間的負担を考えると正直しんどさはありますが、収益事業を失ってしまうリスクを考えると簡単にやめるわけにもいかないとも思います。スポンサー契約など、代替となる収益が見込まれるのであれば、やめてもいいかなと思います。

・土日の両日を鳥取で開催することは難しいです。

集客は大丈夫でしょうか？

役員の負担が大きくなります。

・収支決算が分からないので、この事業に対する評価が難しいです。

・お金と時間と役員の負担が明確にならないと判断しづらいです。根拠が不足しています。

・印象では一部の役員の負担が大きいと感じています。

高校の新人リーグ戦が行える日程であれば、開催してもらってもよいです。

ただし、いろいろな方の負担を考えて可能であればですが。

私自身はこれ以上仕事が増えると学校の仕事にも支障が出るので難しいです。

可能な範囲では、手伝いますが。

ボランティアと言いながらかなり無理をお願いしているところがあると思います。それぞれの係も人を増やして、負担を減らして、当日の試合が見られるとよいと思います。

このWJBLの様々な案件(日程・実施の必要性などなど)について、どこで、誰が決めているのか。日程についても以前から要望を出しているが、改善されず、議論の経緯も一切連絡がない。

来年度の東部2日開催もどこで、誰が決めたのか。「理事会で」と回答するだろうが、そもそも「理事会」に開催地区役員の意見の吸い上げが行われているのか。開催地区役員に何の事前協議も相談もなく決める「理事会」とは何なのか。そして、「理事会で決まったのでお願いします」だけで、皆が納得できているのか。それとも納得は必要ないのか。

鳥取県のバスケットボールの発展を願う気持ちは皆が持っている。そのための事業は必要と考えるし、そのための労は惜しくないが、納得して、気持ちよく行いたい。それぞれの立場や事情があるので、こちらの要望がすべて通るとも思っていない。しかし、事前の相談や議論の経緯の報告は、あって然るべきと考える。鳥取県協会とは会社のような上下組織ではなく、ボランティア団体ではなからうか。誠意ある対応を望む。

メリットもデメリットもあると思うから。

毎年開催していると対戦カードによっては観客が少なく赤字のリスクがあるのでは？

高校の顧問で話し合ったときにメリットデメリット両方あるのでどちらか一方に決めにくいので。メリットは、良いゲームを見ることでバスケットボールをより学ぶことができ自分の競技生活や指導に生かすことができる。デメリットは、開催時期が高校の東部リーグ(2次リーグ)

と重なるので高校生にとっては東部地区大会が分散開催になりテスト期間の関係もあり、良い状態で実施できない。また、修学旅行・テスト期間・鳥商デパートなど各学校行事などのため 12 月 1 週目は無理で、12 月 2 週目の土日に 2 次リーグを開催したい。また 3 週目はウィンターカップに出場するチームは参加しにくい。

高校の顧問も多く運営にかかわっているため、その方々の負担も大きく、東部地区新人戦より W リーグの運営に時間や労力を使われている。男子高校生は試合をそんなに見たいわけではないのに実質動員されている。顧問が役員のため練習時間も取りにくい。

前座で選手が取られるチームはそのための練習などで自分のチームの練習が十分にはできない。前座試合は 10 分 2 本を 12 人で交代で出場するので、名誉ではあるが、実質強制されているのに交通費は出ない、500 円は支払う。そのための練習(地区 DC)をしなければならない。(全員ではないが)時間とお金の問題で不満もあった。また、選考会では保護者からの不満も一部あった。

開催した利点と欠点がわからないから。また開催しない利点と欠点がわからないから

【質問3】開催するとしたら時期はいつ頃がよいですか。理由も含めて記載してください。

12月の第1週。学校行事などとのバランスを考えて。

特に希望はありません。

すべてのカテゴリーが関わる事業なので皆さんが納得する開催時期はなかなかないと思うのでいつが良いか分かりません。

リーグ戦や大会等が多くあり、適切な時期がわかりません。

・時期としては、現行でよいと思う。

理由: ①開幕直後は、チームも成熟していないこともある。

②本当は 3・4 月が面白いと思うが、大会運営上、多くの方の協力が必要であり、現実的に考えるとこの時期になる。

ただし、本当に集客や県内の子供たちのためを考えるとすれば、5 年間レギュラーシーズンを行いました。よって、プレーオフ準決勝 2 試合 3 月中旬(2018 年は 3 月 19・20 日:大阪中央体育館)等、検討してもいいのでは、間違いなく集客・TV 等注目度も上がります。ただ、大会運営の在り方を見直さないと現状のままでは、年度末の時期ですし特定のカテゴリーだけでは困難だと考えます。

12月1週目か11月末の土日

現在の 12 月頃がよい。

長期休業期間中(夏季・冬季)が教員は動きやすい。土日開催ではなく、週をまたいで土曜 2 回ができると思う。日曜日参加スタッフは負担が多いように感じる。

開催しないでほしい

現状と同じ時期

子どもたちの公式戦に被らない時期であれば、いつでもよい。

特に希望ないが、今までの流れ(時期)がやりやすい。

11 月または 12 月

同じぐらいでいいのではないかと思います。

12 月なら第 2 週の土日。かなり定着しつつあるので、続けるのであればそこがよいと思う。(新たに開催時期を変更して行うのは様々なカテゴリーの大会や育成センターなどの兼ね合いがあり難しいと思う。

いつというのはわからないが、激務にならない月が良い。基本開催しないほうが良い

各カテゴリーの大会と重ならない(不都合のない)時期(少なくとも現行時期の 1 週前)

11月3週目～12月1週目：11月開催の場合は、社会人大会との調整が必要である。また、今年度は試合日程がなかったため、難しいかもしれない。12月1週目開催の場合は、U12県大会を11月最終週に変更してもらう必要がある。
10月下旬まだ少し暖かく、学校の成績の締め前なので。
12月の2週目辺り。その他の時期は各カテゴリーの大会等があり難しいと思います。
現在の時期または11月後半
12月の同時期(連続開催しており他の事業もそのスケジュールを開けて年間行事を組んでいるので変更すると様々な事業に支障を及ぼす可能性があるため)
これも難しいが、9月だと夏休み中に準備ができるかも(教員目線です)。
他のカテゴリーも一緒だと思いますが、U-18はリーグ戦もございまして開催できる適切な時期を挙げることは難しいです。
ミニバス関係では12月が他の行事とかぶらない
11月中旬～下旬 or 従来通り
いつでもよい。
各カテゴリーの大会日程を考えると、現在の12月第2週しかないのでは？
各カテゴリーの大会等で隙間があるのであれば、秋が良いと思います。もちろん例年通りでもよいと思うが、雪やインフルエンザの心配等もあるため。
開催しないほうが良い。
中学校の立場では、今の時期で問題はないと思います。
12月の1週目(鳥商デパートの週)がよいです。2週目は東部地区新人リーグ戦の週なので、2週目3週目は東部地区リーグ戦のためにあけてほしいです。
現在の1週前 または 2週前理由:今の日程は、高校は東部リーグを行う日程であり、ここにWJBLが入ると日程が困難。
同時期でよい
同じ時期でよいと思います。時期を変えると他のカテゴリーも忙しいと思うから。
今までの開催時期で周知されているのであれば、開催時期は変わらなくていいと感じる。
12月ごろ 例年通りでよいと思います
県内大会の日程などを考えると今の開催時期が良いと思う
12月1週目の土日。ここは、修学旅行・テスト期間・鳥商デパートなど各学校行事などのため東部リーグは開催できないが、Wリーグの役員・補助員・試合を見るのは全員いなくても可能(最善ではないが)。またはその前の週(11月最後の週の土日)ここはテスト期間なので、東部リーグは開催できない。テストなので動員で強制することもできないが。(自由参加になります。)
他に最善な日があるかといえば今の現状ではなかなかないです。U18リーグの日程も全部消化しきれていないのが今の状態です。Wリーグだけの問題ではなく、県DC 地区DC やU18リーグ戦など今年になって実施をしないといけない行事がたくさん入ったためです。これも協会に関係することで簡単にやめることはできません。そのために中国大会の県予選が2020年からなくなります。
10月下旬から11月下旬
例年通り。実績がある。
12月の例年の時期は、高校としては新人戦予選と被り、別時期がよい。他のカテゴリーの日程と調整し、1月末くらいはどうかと思うが。

第22回Wリーグ 大会スケジュール (2020-21)

2020年

9月						
月	火	水	木	金	土	日
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
					R 1	
21	22	23	24	25	26	27
					R 2	
28	29	30				

10月						
月	火	水	木	金	土	日
			1	2	3	4
					R 3	
5	6	7	8	9	10	11
					R 4	
12	13	14	15	16	17	18
					R 5	
19	20	21	22	23	24	25
					R 6	
26	27	28	29	30	31	

11月						
月	火	水	木	金	土	日
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

2021年

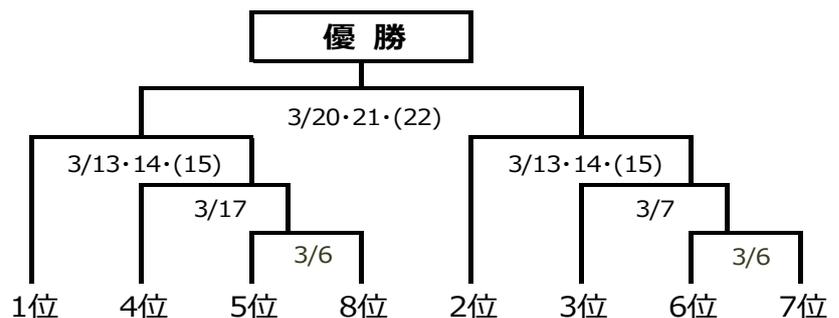
12月						
月	火	水	木	金	土	日
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
					AS	
28	29	30	31			

※AS=オールスター (仮)

1月						
月	火	水	木	金	土	日
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
					R 7	
11	12	13	14	15	16	17
					R 8	
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

2月						
月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
					R 9	
15	16	17	18	19	20	21
					R 10	
22	23	24	25	26	27	28
					R 11	

3月						
月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
					SQF	QF
8	9	10	11	12	13	14
					SF1	SF2
15	16	17	18	19	20	21
					F1	F2
22	23	24	25	26	27	28
					F3	
29	30	31				



第22回Wリーグ スケジュール (案)

①レギュラーシーズン

12チームによる2回戦総当たり方式 計132試合 (チームあたり22試合)

②プレーオフ

上位8チームによるトーナメント方式

セミクォーターファイナル、クォーターファイナル : 1戦先勝

セミファイナル、ファナル : 2戦先勝

アジアカップ、アジアカップ予選前…約2週間空け

皇后杯ファイナルラウンド前…約2週間空け

④第22回Wリーグ 開催応募票(分担金入り)【STEP1】

申込み締切日:2019年9月10日(火)必着
 送付先:WJBL 木下宛 kinoshita@wjbl.org or (03)6801-5762

申込 責任者	氏名			かな氏名			役職		
	書類 送付先	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 勤務先		問合せ時間帯	~		備考:		
		〒							
	連絡先	宛名							
		TEL				FAX			
E-mail(PC)		携帯			希望連絡先	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 勤務先 <input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> いずれも可			

開催を希望されるカードの「開催都市」欄に開催都市名を記入ください。体育館名は不要です。

第1希望、第2希望など優先順位がある場合は、開催都市名の前に数字をご記入ください。(例:①大田区)

日程	対戦カード	分担金	開催都市	日程	対戦カード	分担金	開催都市	日程	対戦カード	分担金	開催都市
9/19(土)	JX-ENEOS vs トヨタ自動車	80		10/17(土)	JX-ENEOS vs 日立ハイテク	70		2/13(土)	JX-ENEOS vs トヨタ紡織	80	
	デンソー vs 三菱電機	80			アイシンAW vs シャンソン	70			東京羽田 vs デンソー	80	
	トヨタ紡織 vs 新潟	50			山梨QB vs 富士通	50			富士通 vs トヨタ自動車	70	
	東京羽田 vs 山梨QB	50			新潟 vs 東京羽田	50			シャンソン vs 三菱電機	70	
	富士通 vs アイシンAW	70			三菱電機 vs トヨタ紡織	80			日立ハイテク vs 新潟	50	
	シャンソン vs 日立ハイテク	70		トヨタ自動車 vs デンソー	80		アイシンAW vs 山梨QB	50			
9/20(日)	トヨタ自動車 vs JX-ENEOS	80		10/18(日)	日立ハイテク vs JX-ENEOS	70		2/14(日)	トヨタ紡織 vs JX-ENEOS	80	
	三菱電機 vs デンソー	80			シャンソン vs アイシンAW	70			デンソー vs 東京羽田	80	
	新潟 vs トヨタ紡織	50			富士通 vs 山梨QB	50			トヨタ自動車 vs 富士通	70	
	山梨QB vs 東京羽田	50			東京羽田 vs 新潟	50			三菱電機 vs シャンソン	70	
	アイシンAW vs 富士通	70			トヨタ紡織 vs 三菱電機	80			新潟 vs 日立ハイテク	50	
	日立ハイテク vs シャンソン	70		デンソー vs トヨタ自動車	80		山梨QB vs アイシンAW	50			
9/26(土)	JX-ENEOS vs 新潟	50		10/24(土)	JX-ENEOS vs シャンソン	70		2/20(土)	JX-ENEOS vs デンソー	80	
	三菱電機 vs 山梨QB	50			日立ハイテク vs 富士通	70			トヨタ紡織 vs トヨタ自動車	80	
	トヨタ自動車 vs アイシンAW	70			アイシンAW vs 東京羽田	70			東京羽田 vs 三菱電機	80	
	デンソー vs 日立ハイテク	70			山梨QB vs トヨタ紡織	50			富士通 vs 新潟	50	
	トヨタ紡織 vs シャンソン	70			新潟 vs デンソー	50			シャンソン vs 山梨QB	50	
	東京羽田 vs 富士通	70		三菱電機 vs トヨタ自動車	80		日立ハイテク vs アイシンAW	70			
9/27(日)	新潟 vs JX-ENEOS	50		10/25(日)	シャンソン vs JX-ENEOS	70		2/21(日)	デンソー vs JX-ENEOS	80	
	山梨QB vs 三菱電機	50			富士通 vs 日立ハイテク	70			トヨタ自動車 vs トヨタ紡織	80	
	アイシンAW vs トヨタ自動車	70			東京羽田 vs アイシンAW	70			三菱電機 vs 東京羽田	80	
	日立ハイテク vs デンソー	70			トヨタ紡織 vs 山梨QB	50			新潟 vs 富士通	50	
	シャンソン vs トヨタ紡織	70			デンソー vs 新潟	50			山梨QB vs シャンソン	50	
	富士通 vs 東京羽田	70		トヨタ自動車 vs 三菱電機	80		アイシンAW vs 日立ハイテク	70			
10/3(土)	JX-ENEOS vs 山梨QB	50		1/9(土)	JX-ENEOS vs 富士通	70		2/27(土)	JX-ENEOS vs 三菱電機	80	
	新潟 vs アイシンAW	50			シャンソン vs 東京羽田	70			トヨタ自動車 vs 新潟	50	
	三菱電機 vs 日立ハイテク	70			日立ハイテク vs トヨタ紡織	70			デンソー vs 山梨QB	50	
	トヨタ自動車 vs シャンソン	70			アイシンAW vs デンソー	70			トヨタ紡織 vs アイシンAW	70	
	デンソー vs 富士通	70			山梨QB vs トヨタ自動車	50			東京羽田 vs 日立ハイテク	70	
	東京羽田 vs トヨタ紡織	80		新潟 vs 三菱電機	50		富士通 vs シャンソン	70			
10/4(日)	山梨QB vs JX-ENEOS	50		1/10(日)	富士通 vs JX-ENEOS	70		2/28(日)	三菱電機 vs JX-ENEOS	80	
	アイシンAW vs 新潟	50			東京羽田 vs シャンソン	70			新潟 vs トヨタ自動車	50	
	日立ハイテク vs 三菱電機	70			トヨタ紡織 vs 日立ハイテク	70			山梨QB vs デンソー	50	
	シャンソン vs トヨタ自動車	70			デンソー vs アイシンAW	70			アイシンAW vs トヨタ紡織	70	
	富士通 vs デンソー	70			トヨタ自動車 vs 山梨QB	50			日立ハイテク vs 東京羽田	70	
	トヨタ紡織 vs 東京羽田	80		三菱電機 vs 新潟	50		シャンソン vs 富士通	70			
10/10(土)	JX-ENEOS vs アイシンAW	70		1/16(土)	JX-ENEOS vs 東京羽田	80		QF(4G)	2日間(3日の内連続)	400	
	山梨QB vs 日立ハイテク	50			富士通 vs トヨタ紡織	70			3/6-7	4試合	
	新潟 vs シャンソン	50			シャンソン vs デンソー	70			SF(4-6G)	3日間(最大)	800
	三菱電機 vs 富士通	70			日立ハイテク vs トヨタ自動車	70			3/13-15	6試合(最大)	
	トヨタ自動車 vs 東京羽田	80			アイシンAW vs 三菱電機	70			F(2-3G)	3日間(最大)	1,000
	デンソー vs トヨタ紡織	80		山梨QB vs 新潟	50		3/20-22	3試合(最大)			
10/11(日)	アイシンAW vs JX-ENEOS	70		1/17(日)	東京羽田 vs JX-ENEOS	80		(万円)			
	日立ハイテク vs 山梨QB	50			トヨタ紡織 vs 富士通	70		※第1希望のみの場合、都市名の前の数字は不要。			
	シャンソン vs 新潟	50			デンソー vs シャンソン	70					
	富士通 vs 三菱電機	70			トヨタ自動車 vs 日立ハイテク	70					
	東京羽田 vs トヨタ自動車	80			三菱電機 vs アイシンAW	70					
	トヨタ紡織 vs デンソー	80		新潟 vs 山梨QB	50						

補足事項、希望理由等ご自由に記入ください。

第21回 Wリーグ 実施報告書

記入日	2019年 12月 9日	記入者氏名	西垣 宏紀
大会名称	第21回Wリーグ 鳥取 大会		
開催日	2019年 12月 7日 (土)	会場	コカ・コーラボトラーズジャパンスポーツパーク鳥取県民体育館

開始時刻		区分			対戦カード
第1試合	9時 30分	<input type="checkbox"/> Wリーグ	<input type="checkbox"/> Bリーグ	<input checked="" type="checkbox"/> その他	鳥取県バスケットボール対抗戦
第2試合	14時 00分	<input checked="" type="checkbox"/> Wリーグ	<input type="checkbox"/> Bリーグ	<input type="checkbox"/> その他	JX-ENEOS vs アイシンAW
第3試合	時 分	<input type="checkbox"/> Wリーグ	<input type="checkbox"/> Bリーグ	<input type="checkbox"/> その他	vs
第4試合	時 分	<input type="checkbox"/> Wリーグ	<input type="checkbox"/> Bリーグ	<input type="checkbox"/> その他	vs

入場者数	カテゴリ		前売	当日	合計	
	一般有料入場		648人	37人	685人	
チーム券 (チーム毎に記載)	JX-ENEOS	/		110人	136人	
	アイシンAW			26人		
				人		
				人		
招待 (Bリーグチケット含)					242人	242人
報道(リスト提出のこと)					4人	148人
大会役員					144人	
合計				648人	563人	1211人

ファンサービスについて (実施内容)	内容	開催日時	参加人数	協力チーム
	ハイトタッチサービス	12月 7日 15:42 ~ 15:45	人	JX-ENEOS・アイシンAW
サイン会	12月 7日 15:50 ~ 16:00	6人	アイシンAW	
	月 日 : ~ :	人		
ファンサービスについて (成果・反省点)	ハイトタッチサービス実施時にベンチ裏からの観客が押し寄せ、危険な状況になりそうであった。			

※以下は事業の成果及び反省点についてご記載ください。

集客について	鳥取県バスケットボール協会各加盟専門部のネットワークを通じ、各JBA登録チーム・個人へ告知、及び入場券購入の協力を依頼。また、後援をいただいた新日本海新聞などのメディアにて告知を実施。県協会主催の事業および大会開催時に会場・TO席等にポスターを掲示し告知。				
メディア露出 (W-TV、バスケットLIVEを除く)	放送局 (日本海ケーブルネットワーク)	<input type="checkbox"/> 試合中継	<input checked="" type="checkbox"/> 告知	<input type="checkbox"/> 結果・レポート	<input type="checkbox"/> その他 ()
	放送局 ()	<input type="checkbox"/> 試合中継	<input type="checkbox"/> 告知	<input type="checkbox"/> 結果・レポート	<input type="checkbox"/> その他 ()
告知活動について	<input type="checkbox"/> チラシの作成 (枚) <input type="checkbox"/> ポスターの作成 (120 枚) <input type="checkbox"/> その他 () 県内主要体育施設、及び県内小売店舗にて掲示。 鳥取県協会主催事業および大会開催時に会場に掲示。				
運営について	昨年の米子市・鳥取市での運営の経験をもとに、WJBL事務局様、JX-ENEOS様・アイシンAW様各チーム担当者様にご指導いただき、多大なご尽力をいただいた。鳥取県協会役員を中心に大会準備委員会を立ち上げ、総務・会計・広報・審判TO・前座・会場・救護などの各委員長を中心に運営にあたった。				
その他					

第21回 Wリーグ 実施報告書

記入日	2019年 12月 9日	記入者氏名	西垣 宏紀
大会名称	第21回Wリーグ 鳥取 大会		
開催日	2019年 12月 8日 (日)	会場	コカ・コーラボトラーズジャパンスポーツパーク鳥取県民体育館

開始時刻		区分			対戦カード
第1試合	9時 30分	<input type="checkbox"/> Wリーグ	<input type="checkbox"/> Bリーグ	<input checked="" type="checkbox"/> その他	鳥取県バスケットボール対抗戦
第2試合	14時 00分	<input checked="" type="checkbox"/> Wリーグ	<input type="checkbox"/> Bリーグ	<input type="checkbox"/> その他	アイシンAW vs JX-ENEOS
第3試合	時 分	<input type="checkbox"/> Wリーグ	<input type="checkbox"/> Bリーグ	<input type="checkbox"/> その他	vs
第4試合	時 分	<input type="checkbox"/> Wリーグ	<input type="checkbox"/> Bリーグ	<input type="checkbox"/> その他	vs

入場者数	カテゴリ		前売	当日	合計		
	一般有料入場		839人	80人	919人		
チーム券 (チーム毎に記載)	JX-ENEOS	/		100人	171人		
	アイシンAW			71人			
				人			
				人			
	招待 (Bリーグチケット含)				297人	297人	
	報道(リスト提出のこと)				4人	154人	
	大会役員				150人		
合計		839人	702人	1541人			

	内容	開催日時	参加人数	協力チーム
ファンサービス について (実施内容)	ハイタッチサービス	12月 8日 15:32 ~ 15:35	人	JX-ENEOS・アイシンAW
	サイン会	12月 8日 15:50 ~ 16:10	70人	JX-ENEOS
		月 日 : ~ :	人	
ファンサービス について (成果・反省点)	前日のハイタッチサービスの反省点から、ベンチサイドでのハイタッチをやめたため、スムーズにできた。サイン会は20分限定としたが、時間設定がちょうどよかった。			

※以下は事業の成果及び反省点についてご記載ください。

集客について	鳥取県バスケットボール協会各加盟専門部のネットワークを通じ、各JBA登録チーム・個人へ告知、及び入場券購入の協力を依頼。また、後援をいただいた新日本海新聞などのメディアにて告知を実施。県協会主催の事業および大会開催時に会場・TO席等にポスターを掲示し告知。				
メディア露出 (W-TV、バスケットLIVEを除く)	放送局 (日本海ケーブルネットワーク)	<input type="checkbox"/> 試合中継	<input checked="" type="checkbox"/> 告知	<input type="checkbox"/> 結果・レポート	<input type="checkbox"/> その他 ()
	放送局 ()	<input type="checkbox"/> 試合中継	<input type="checkbox"/> 告知	<input type="checkbox"/> 結果・レポート	<input type="checkbox"/> その他 ()
告知活動について	<input type="checkbox"/> チラシの作成 (枚) <input type="checkbox"/> ポスターの作成 (120 枚) <input type="checkbox"/> その他 () <p style="text-align: center;">県内主要体育施設、及び県内小売店舗にて掲示。 鳥取県協会主催事業および大会開催時に会場に掲示。</p>				
運営について	昨年の米子市・鳥取市での運営の経験のもと、WJBL事務局様、JX-ENEOS様・アイシンAW様各チーム担当者様にご指導いただき、多大なご尽力をいただいた。鳥取県協会役員を中心に大会準備委員会を立ち上げ、総務・会計・広報・審判TO・前座・会場・救護などの各委員長を中心に運営にあたった。				
その他					

2019年度 Wリーグ 予算・決算書	大会名	第2回Wリーグタイヤ館とっとりPresents鳥取大会
	開催専門部	(一社)鳥取県バスケットボール協会
	主管	東部地区協会

		科目	予算	決算	比較増△減	内 訳
収 入		日本協会(連盟)補助金	0	0	0	
		中国協会(連盟)補助金	0	0	0	
		県・県体協補助金	0	0	0	
		県バスケット協会補助金	0	0	0	
		県専門部補助金	0	0	0	
		大会負担金(参加料)	2,900,000	3,571,300	671,300	前売りチケット(2,110,700円)、当日チケット(254,700円) チームチケット(616,000円)、ネット販売(522,400円) アップグレード(53,500円)
		開催専門部負担金	0	0	0	
		協賛金・広告料	400,000	907,000	507,000	タイヤ館(500,000円)、協賛広告代(407,000円)
		その他	700,000	696,700	△ 3,300	公式プログラム(16,800円)、地元プログラム(376,000円) グッズ(227,500円)、カレンダー(28,800円)、色紙(2,600円) 販売マージン(45,000円)
	合計(A)	4,000,000	5,175,000	1,175,000		
支 出		褒賞費	0	0	0	
		旅費	380,000	127,210	252,790	12/7旅費(29,500円)、12/8旅費(8,000円) 役員宿泊費(89,710円)
		諸謝金	120,000	128,982	△ 8,982	医師謝金(20,491×2日)、看護師謝金(9,000円×2日) アナウンサー謝金(35,000円×2日)
		消耗品費	185,000	915,190	△ 730,190	消耗品(8,450円)、A3プリンター(32,740円) 販売グッズ・ノベルティグッズ(874,000円)
		印刷製本費	415,000	485,120	△ 70,120	地元プログラム・ポスター・チケット印刷費(396,880円) 公式プログラム購入(40,000円)、ポスター(3,240円) 日本代表カレンダー購入(45,000円)
		通信運搬費	29,000	13,060	15,940	ポスター郵送料(1,970円)、プログラム郵送料(8,900円) 会場装飾品返送(2,190円)
		借損費	1,100,000	1,321,140	△ 221,140	体育館使用料(1,321,140円)
		会議費	56,000	11,600	44,400	委員長・副委員長会議費(11,600円)
		食糧費	190,000	192,964	△ 2,964	昼食代(100,000円×2日)
		その他	1,525,000	1,897,707	△ 372,707	開催分担金(WJBL1,485,000円、中国協会20,000円) 審判・TO関係費(50,000円)、役員関係費(100,000円) 警備(99,000円)、収入印紙(200円)、お土産(87,318円) 振込手数料等(2,420円)、ネット販売手数料(53,769円)
		合計(B)	4,000,000	5,092,973	△ 1,092,973	
収支(A-B)		(A)	-	(B)	収 支 額	
		5,175,000	-	5,092,973	82,027	

理事会議案書

議案 NO	19年第2回 第4号議案
提 案 日	2020年1月31日(金)
提案部署	事務局長
提案者名	西垣 宏紀

下記のとおり議案を提出いたしますので、審議をお願い申し上げます。

議案	2019年度県バスケットボール協会優秀選手について、承認を求める。
内容	<p>2019年度(一社)鳥取県バスケットボール協会優秀選手について、承認を求める。</p> <p>【概要】</p> <p>U-12 次回理事会にて提案予定</p> <p>U-15 37名(男子16名、女子21名)</p> <p>U-18 32名(男子15名、女子17名)</p>
添付資料	2019年度鳥取県バスケットボール協会優秀選手
その他 特記事項	

